

# 第2期 佐用町地域福祉計画（案）

佐用町

令和5年3月

# はじめに

周囲のかたに自分のことを話し、言葉を交わしてみてください

平成 30 年に第 1 期の地域福祉計画を策定して 5 年が経ちました。この間に大きな社会構造の転換を迫られたのが、コロナウイルス感染拡大による人ととの交流のあり方でした。一時は緊急事態宣言によって、人の移動が規制されるなど、社会が混乱しました。しかし、こうした状況下にあっても、私たち人類が英知を集めて乗り越えてきた経験から、ようやく感染は防ぎつつ社会を維持していく方法を見いだし動き始めています。



「コロナウイルス感染によってご近所のつながりが薄くなったか」、という本計画策定のアンケートでの問いに、4 分の 3 にあたる人が「変わらない」と、答えています。人と人とのつながりは、そう簡単に壊れるものではありません。一方で、個のあり方が変わり、インターネットの普及が人とのつながり方に変化をもたらして、との交流に悩むかたもあります。

社会の構造がどう変わろうとも、人と人がつながることはいつの時代にも必要です。お互いが顔を合わせて、電話やインターネットを通じて、人と人とは言葉を交わします。それは自分がどうあるべきかを問い合わせながら暮らす、ヒトとしての性なのかもしれません。

地域福祉計画は、人と人とのつながりを基礎に、皆さんのが地域で安心して暮らしていくための道しるべです。町民の皆さんのが地域での課題にどう向き合って活動すべきか、それを団体や事業所、行政がどう支援するかを示しています。様々な地域課題の中で、なかなか思い通りにいかないこともあるでしょうが、地域の中で困っている人を孤立させないために、皆さんの方力を集めて取り組んでいただきたいと思います。

困ったことにあったら、誰かに話せる。誰かが聞いてくれる。そんな人づきあいができるよう、家族やご近所、心の通じ合う仲間や安心できる人が集う居場所で、是非、自分のことを話し、皆さんのが言葉に耳を傾けてみてください。

皆さんの言葉がいろんなかたへ届くよう、本計画では、集う場や居場所づくりなどを地域の方々とともに築く施策を挙げていますので、どうかご覧になって、できるところから行動していただけますようお願いします。

令和 5 年 3 月

佐用町長 廣溢 典章

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 地域福祉の考え方 .....	1
2 計画策定の背景 .....	2
3 計画の位置づけ .....	3
4 計画の期間 .....	4
5 本計画の策定体制 .....	5
第2章 佐用町の地域福祉を取り巻く現状 .....	6
1 地域特性 .....	6
2 統計から見る現状 .....	7
3 各種調査から見る現状 .....	11
4 課題のまとめ .....	27
第3章 計画の目指す方向 .....	29
1 基本理念 .....	29
2 基本方針 .....	30
3 計画の推進スタイル .....	31
4 施策の体系 .....	32
第4章 施策の展開 .....	33
1 地域福祉を支える人づくり .....	33
2 支え合える地域のつながりづくり .....	37
3 心穏やかに暮らせる地域づくり .....	41
4 困りごとを早期に相談できる連携づくり .....	46
第5章 計画の推進体制 .....	51
1 策定委員会要綱 .....	52
2 策定委員会委員名簿 .....	54
3 策定経過 .....	55
4 用語解説 .....	56

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 地域福祉の考え方

### 1. 地域福祉とはともに支え合う社会づくり

「福祉」という言葉は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった「行政などによるサービスの提供」というイメージを持たれがちです。しかし、本来の「福祉」という言葉は、「幸福な生活」を意味します。私達の普段の暮らしが幸せなものであるために、お互いが助け合い、支え合うことが「福祉」において大切です。

私達の住んでいる地域を見渡すと、ひとり暮らしの高齢者や子育てに悩む親、障がいのあるかたなど、何らかの支援を必要としているかたやその家族など、手を差し伸べるかたはたくさんいます。私達が住んでいる地域が、「幸せな地域」になるためには、そうした人達に対して、行政などによるサービスの提供はもちろん、地域に住んでいる人達自身がどうすればいいのかを考えて行動に移し、解決していくことが大切です。このように、行政や関係機関・団体、町民がそれぞれにできることを考え、ともに支え合う社会づくりを目指すのが、地域福祉です。

### 2. 地域福祉に必要な助け合い

地域福祉を推進するために大切なのは、助け合いの連携です。その始まりは家族での助け合いです。家族が無かったり家族では支えきれなかったりするときには、親しい友人や近所の人、民生委員・児童委員など、お住いの地域の人に困っていることを相談しましょう。困りごとが介護や障がい、生活困窮などの福祉制度で支援できそうなら、役場や関係機関・団体につなぎます。

役場や関連機関・団体では、町民の様々な生活の困りごとを解決するために、福祉サービスによる支援を行うだけでなく、困りごとが起こらないように生活基盤や人ととの交流を深める施策を進めています。

しかし、どうしても福祉制度の支援に当てはまらないかたがあります。こうしたかたを一人も取り残さないよう、役場の組織や関係機関・団体が助け合って重層的に支援にあたります。

少子高齢化や核家族化などによって、福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。全国的に地域社会の結びつきや連帯感が弱まり、地域コミュニティにおける助け合い・支え合う相互扶助の機能も低下する傾向にあります。こうした中、子どもや高齢者への虐待、家庭内暴力、引きこもり・閉じこもりなど、従来の福祉行政サービスだけでは支えきれない複雑な社会問題が発生し、増え続けています。社会の中で孤立する人が出ないよう、再び地域社会の結びつきを取り戻そうとする機運が高まっています。

このような現状に対して、国は、平成12年に「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正し、その中で「地域における社会福祉」を地域福祉として規定することで、地域における総合的な生活支援のあり方を示すとともに、平成29年介護保険法の改正などにより「地域福祉の推進」を図るための方策として市町村地域福祉計画の策定が努力義務となりました。また、平成19年には厚生労働省から「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について」の通知があり、災害時の避難行動に手助けが必要なかたの支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むこととされました。

本町では、平成29年3月に「佐用町第2次総合計画」を策定し、“絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷”をまちの将来像として掲げ、その実現を目指しています。福祉のまちづくりにおいても、町民一人ひとりが支え合う絆で温かい社会を築き、未来へつながねばなりません。そのために、目の前にある課題に対して、どのような活動を町民が進めるのか、町はどう施策を立てていくのか、知恵を出し合って福祉の輪を広げていくことが求められています。

このような状況を踏まえ、すでに策定している「第1期佐用町地域福祉計画」を改訂し、人と人、地域資源、関係機関がつながって、生活に困るかたを支え合うために、本計画を策定しました。

## 1. 法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく計画であり、同法106条の重層的支援体制を整えるための施策や成年後見制度の利用促進、再犯の防止施策などを含めた、市町村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けて基本的な方向を定める計画です。

町の地域福祉を進めるために重要な「理念」と「仕組み」を「地域福祉計画」に定めます。

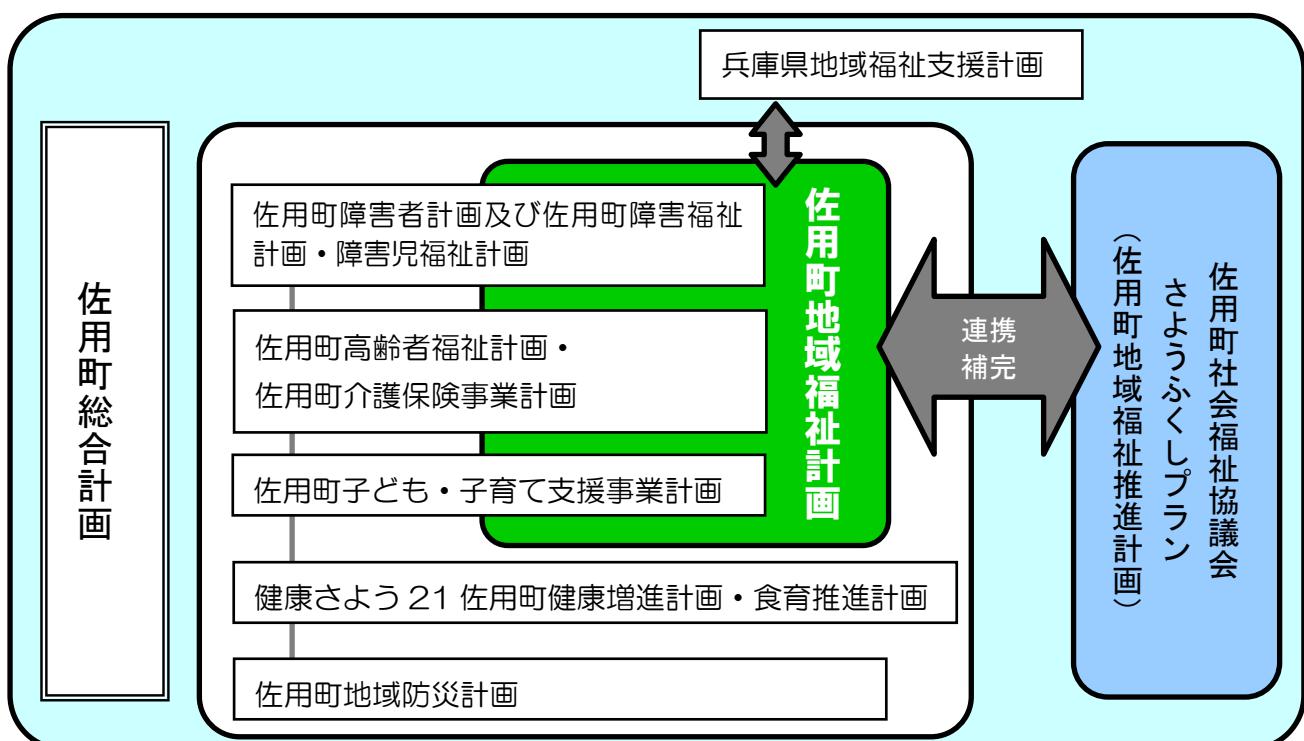
### 社会福祉法(市町村地域福祉計画)

第107条市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2. 他計画との関係

本計画は、福祉に係る個別計画や、県や社会福祉協議会などとの連携・整合を図りながら、地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる計画になります。



## 4

## 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。ただし、国や県の動向、また社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直します。

計画名／年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
地域福祉計画 (本計画)	第1期 H30から								第3期
佐用町社会福祉協議会 地域福祉推進計画				第4次（R4から）				第5次	
佐用町総合計画			第2次基本構想（H29から）				第3次基本構想		
佐用町高齢者福祉計画・ 佐用町介護保険事業計画		第8期 R3から			第9期		第10期		第11期
佐用町障害者計画	第2次 H27から					第3次			
佐用町障害福祉計画	第6期 R3から			第7期		第8期			第9期
佐用町障害児福祉計画	第2期 R3から			第3期		第4期			第5期
佐用町子ども・子育て 支援事業計画		第2期（R2から）			第3期				第4期
健康さよう21 佐用町 健康増進計画・食育推進計画			第3次（R3から）				第4次		
佐用町地域防災計画									

※現行計画以降の計画期間は、予定のものであり、変更される可能性があります。

## 本計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者や、各種団体の代表者、町民代表のかたなどで構成する「佐用町地域福祉計画策定委員会」で、課題の洗い出しや基本方針を審議しました。

また、町民や福祉団体を対象としたアンケート、町民からご意見をいただくパブリックコメントを実施し、町民の実状や考え方の反映に努めました。

### ◎福祉に関する町民対象アンケート

地域福祉に関する町民の生活状況、意識などを把握するため、18歳以上のかた 1,000人を対象に実施しました。

### ◎福祉に関する地域福祉関係団体対象アンケート

地域の福祉関係団体を対象に、活動している中での課題意識や今後の方向性などについて聴取するため、町内の約200団体を対象に実施しました。

### ◎佐用町地域福祉計画策定委員会

令和4年度中に計4回（8月、10月、12月、2月（予定））、町の課題や計画の内容について議論を行いました。

### ◎パブリックコメント（意見公募）

町民の考え方を反映させるため、令和5年1月に計画の原案を公表して意見を募集しました。  
(意見総数：●件)

### ◎役場内組織の体制

役場内で福祉に関する課の担当者が集まり、意見の交換や情報を集めました。

# 第2章 佐用町の地域福祉を取り巻く現状

## 1 地域特性

### 1. 地域特性

本町は、平成17年10月1日に、佐用郡の佐用町、上月町、南光町、三日月町の4町が合併して誕生した町です。兵庫県西部の西播磨地域に位置し、西は岡山県、東は宍粟市、たつの市、南は上郡町と接しています。その面積は307.44平方kmで兵庫県の約3.7%を占めています。姫路市へは約40km、神戸市へは約80kmの位置関係にあり、姫路市まではJR姫新線で約1時間となっています。

また、本町南部には、たつの市と上郡町にまたがる播磨科学公園都市があり、世界最高性能の大型放射光施設 SPring-8 や X 線自由電子レーザー-SACLA をはじめ、兵庫県立大学などの学術研究機関が集積しています。兵庫県立粒子線医療センターや兵庫県立西はりま特別支援学校、兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター、兵庫県立大学附属高等学校・中学校などといった、保健・福祉・医療・教育分野の施設も整備されています。

佐用町は古くは、出雲街道と因幡街道が交差する交通の要衝でした。江戸時代から宿場町として栄えた平福地区の町並みは、昭和58年に制定された佐用町歴史的環境保存条例による指定を受け、川座敷や土蔵群といった当時の面影を残しています。また同地区にある利神城跡は、平成29年10月に国の史跡指定を受け、観光名所としてにぎわうことが期待されています。

町内には、全国名水百選の清流「千種川」やその支流の佐用川が流れ、氷ノ山後山那岐山国定公園の豊かな山々に囲まれた自然豊かな中山間地域です。中部から南部はなだらかな丘陵地となっており、集落や農地などが広がっています。

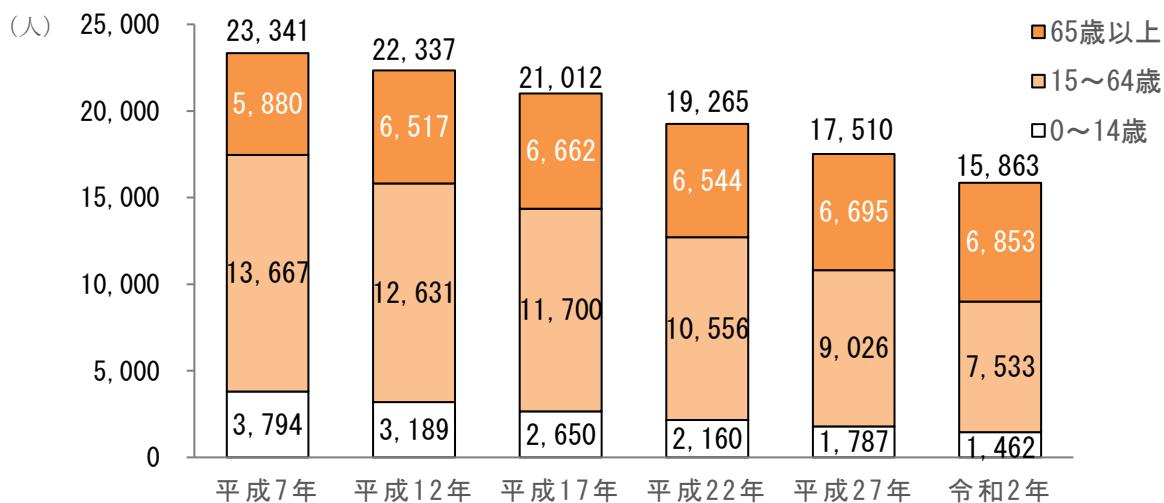


## 1. 統計データ

### (1) 人口3区分の推移

町の人口は戦後以降継続して減少しています。65歳以上の人口については、平成22年に減少した以外は増加が続いている。しかし、「団塊の世代」の多くが後期高齢者となる令和7年以降は減少が見込まれています。年齢3区分人口割合でみると、65歳以上の人口割合（高齢化率）が年々高くなっていることがうかがえます。今後も高齢化率は高くなります。

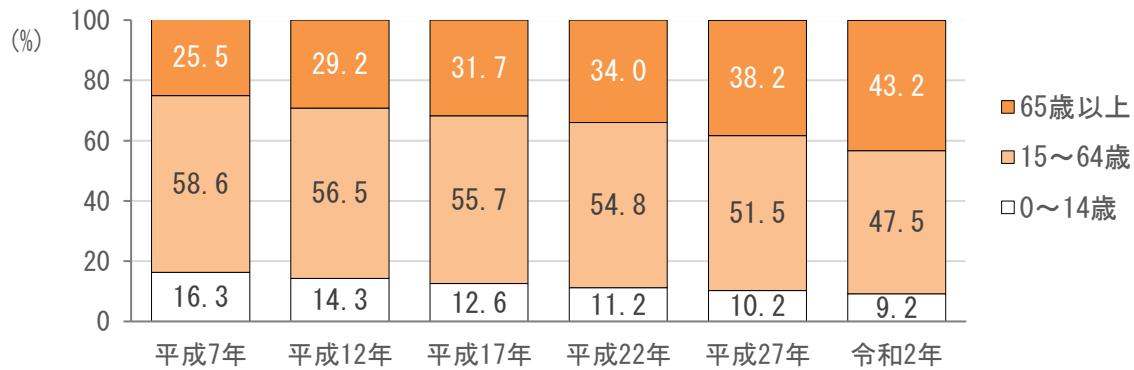
#### ①年齢3区分人口（平成7年～令和2年）



資料：国勢調査（平成7年と平成12年は、佐用郡の合計）

※総人口は、年齢不詳を含む値

#### ②年齢3区分人口割合（平成7年～令和2年）



資料：国勢調査（平成7年と平成12年は、佐用郡の合計）

- 65歳以上を除き、人口が減少しています。今後は65歳以上も減少が見込まれています。
- 高齢化率は40%を越え、今後も上昇が見込まれています。

## (2) 世帯数の推移

一般世帯数は、年々減少傾向となっており、令和2年には、5,902世帯となっています。1世帯当たり人員の推移をみると、平成12年では3.26人ですが、平成22年には3人を下回り、令和2年では2.52人となっています。

核家族世帯は、平成22年まで増加していますが、その後人口減少にともなって減少しています。一方、単独世帯数、高齢単身世帯数は増加しています。母子世帯数、父子世帯数の増加は、16歳未満人口の減少を鑑みれば、増加割合は高くなっています。

### ①一般世帯の世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料:国勢調査(平成12年は、佐用郡の合計)

### ②類型別世帯数の推移

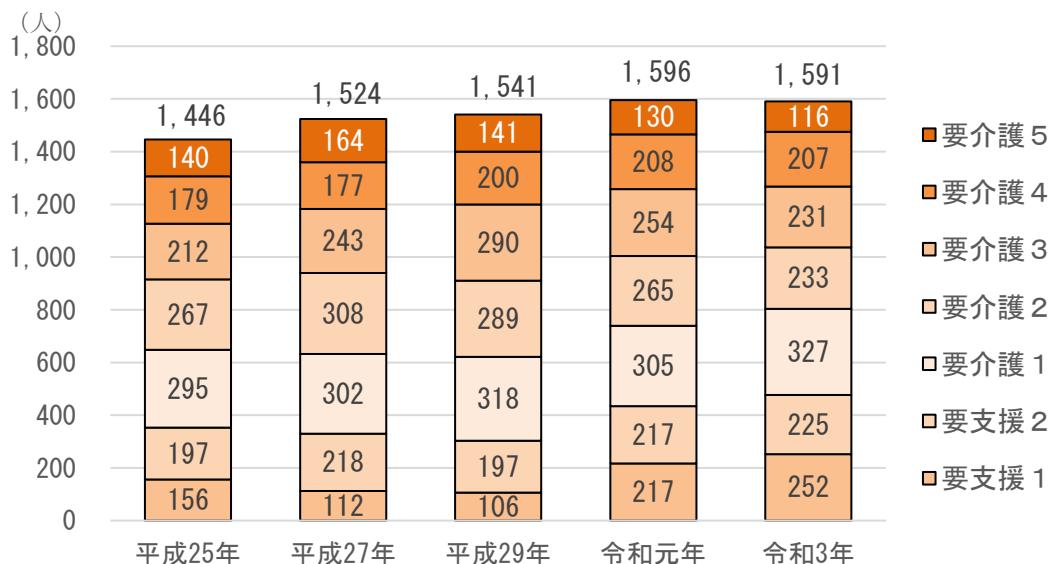
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族世帯数	3,173	3,210	3,287	3,256	3,210
単独世帯数	1,149	1,239	1,278	1,371	1,568
高齢夫婦世帯数	903	966	957	1,029	1,133
高齢単独世帯数	699	767	789	872	1,010
母子世帯数	33	61	80	80	50
父子世帯数	8	14	16	6	6

資料:国勢調査(平成12年は、佐用郡の合計)

- 世帯が減少する一方で、単独世帯が増加し、世帯の細分化が進んでいます。
- 高齢単独世帯が増えるなど、支援を必要とする世帯が増加しています。

### (3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、これまでの高齢者数の増加に伴って増えてきました。全体では平成25年度から令和3年度にかけて約90人増加しましたが、今後の高齢者数の減少に伴って全体数はこのままか減少が見込まれます。内訳としては要支援1のかたが大きく増加していますが、要介護3と5のかたが減少しています。

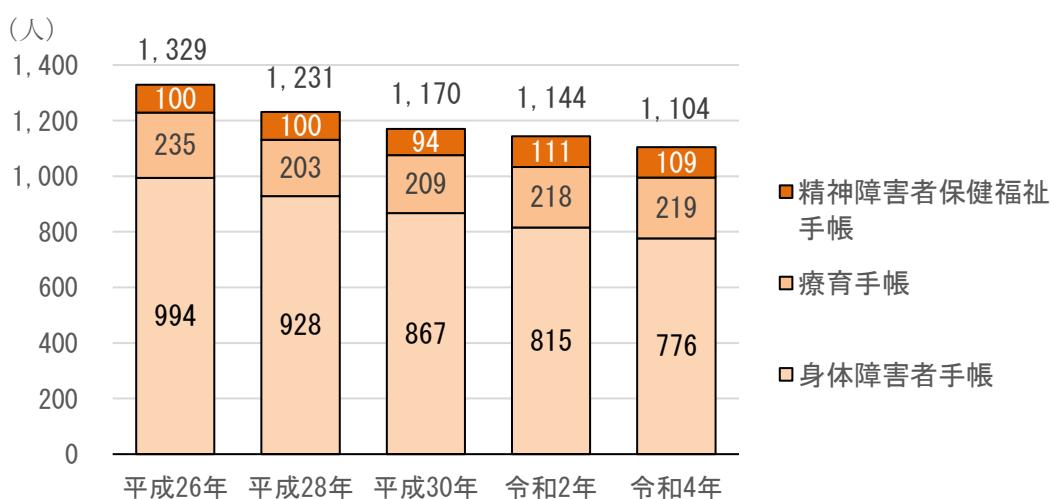


資料:佐用町介護保険事業状況報告(各年度末の数値)

- 要支援1・2、要介護1のかたが増加しています。

### (4) 障がい者数の推移

障害者手帳保有者数は、平成26年度以降減少を続け、令和4年度では1,104人となっています。身体障害者手帳を持つ方が大きく減少しています。

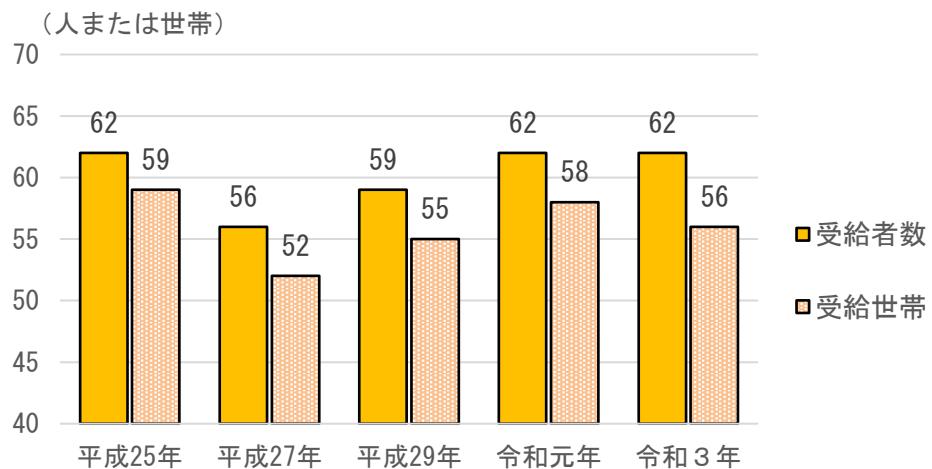


資料:佐用町(各年度末時点、ただし令和4年度は10月末時点)

- 平成26年以降、手帳所持者は減少し続けています。

## (5) 生活保護受給者数

生活保護受給者数は、平成27年度まで減少傾向にありました。近年再び増加しています。新型コロナが主因である相談は少なく、これまで困窮状態が続いていたかたの相談が多いです。中には、「8050問題」のようなケースもありました。

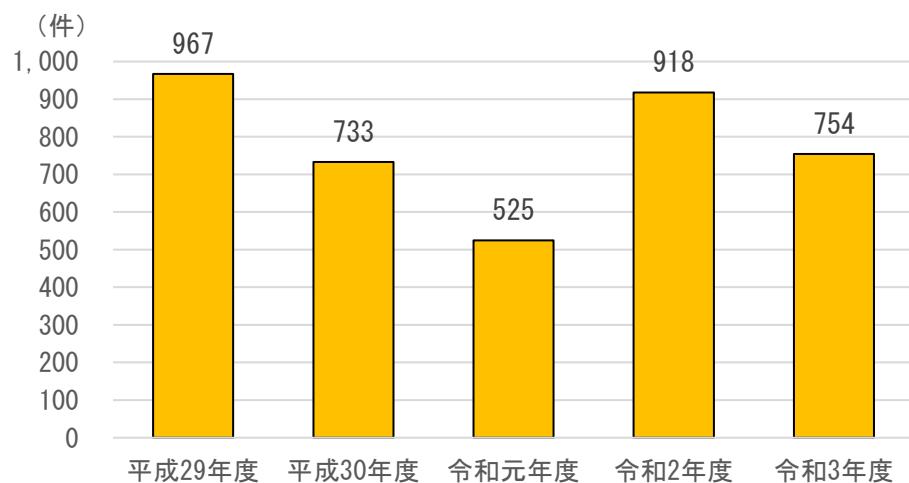


資料：佐用町（各年度末時点）

- 生活保護受給者数の減少は止まり、60人程度で推移している。

## (6) 子どもに関する相談件数

子どもに関する相談件数は、平成29年度が967件と最も多く、最低でも年間500件以上の相談件数となっています。



※件数は、家庭児童相談員、子育て支援センター、保健師が受けた相談件数の総数です。

資料：佐用町（各年度末時点）

- 毎年500件以上の子どもに関する相談が寄せられています。

### 3 各種調査から見る現状

#### I 住民調査

##### 1 住民調査の概要

###### (1) 調査の目的

『第2期佐用町地域福祉計画』の策定にために、住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握することを目的に、調査を行いました。

###### (2) 調査の方法

種別	住民へのアンケート
調査対象	佐用町在住の 18 歳以上の方 1,000 人を無作為に抽出
調査地域	佐用町全域
調査方法	1,000 人に対して調査票を郵送配布・回収
調査期間	令和 4 年 9 月 1 日～9 月 20 日
回収数	453 件
回収率	45.3%
回答者男女	女性:52.8% / 男性:46.8% / 無回答:0.4%
回答者年齢構成	10 代:3.8% / 20 代:11.3% / 30 代:15.9% / 40 代:7.3% 50 代:7.3% / 60 代:19.4% / 70 代:19.4% 80 代以上:14.8% / 無回答:0.9%
回答者居住地域	佐用地域:45.7% / 上月地域:21.4% / 南光地域:18.5% 三日月地域:13.5% / 無回答:0.9%

###### (3) 結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 回答者数や年齢構成、居住地域が、第 1 期計画策定期に行なった調査（前回調査）とほぼ同じような結果であることから、前回調査の結果と比較し、考察しています。

## 2 住民調査の結果

### (1) 日常生活における課題

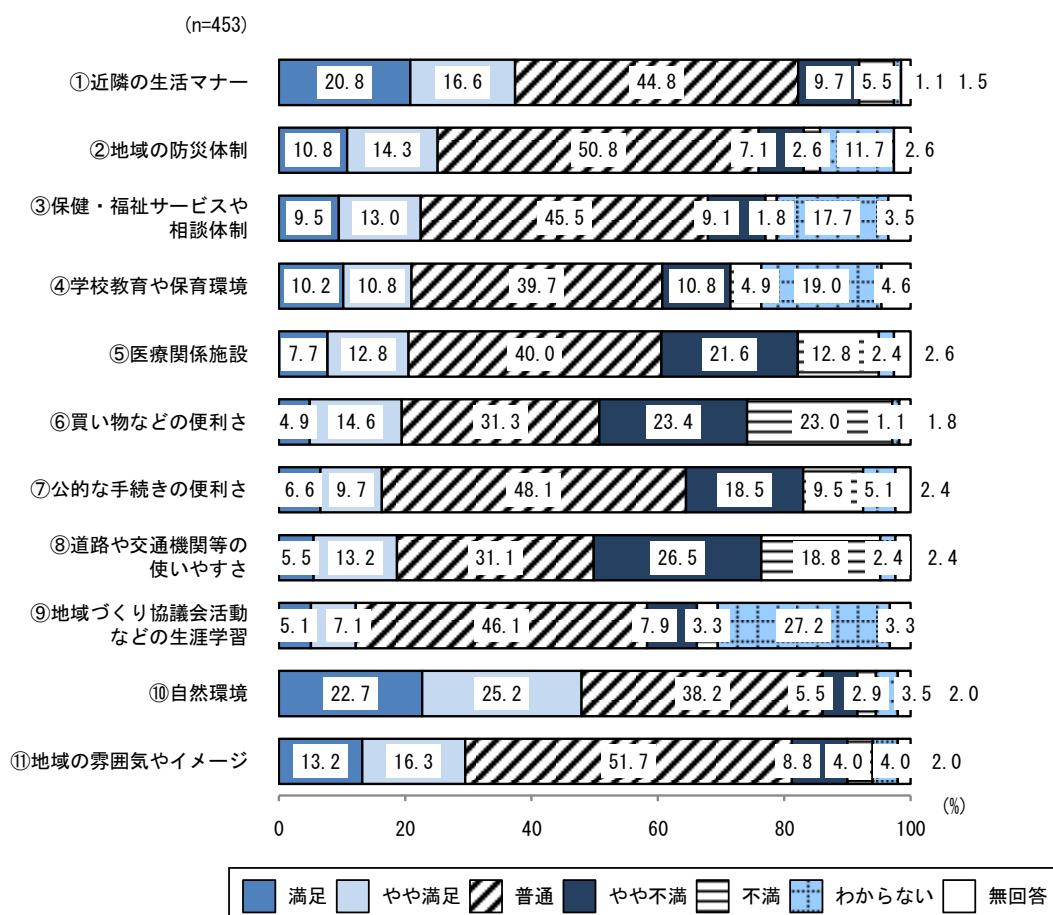
#### ■ 居住地域の暮らしやすさ

問 あなたが住んでいる地域の暮らしやすさはいかがですか【各項目 1つずつに○】

居住地域の暮らしやすさは、どの項目においても「普通」の割合が最も高くなっています。特に『自然環境』においては「満足」22.7%、「やや満足」25.2%と他の項目より不満が少ない結果となっています。

一方、『医療機関施設』『買い物などの便利さ』『道路や交通機関等の使いやすさ』においてはいずれも「やや不満」がおよそ2割、「不満」が1~2割と他の項目と比べて高くなっています。

地域別で見ると、佐用地域では、「買い物などの便利さ」「公的な手続きの便利さ」「道路や交通機関等の使いやすさ」の満足度（「満足」+「やや満足」）が高く、上月地域、南光地域、三日月地域では不満度（「不満」+「やや不満」）が高くなっています。

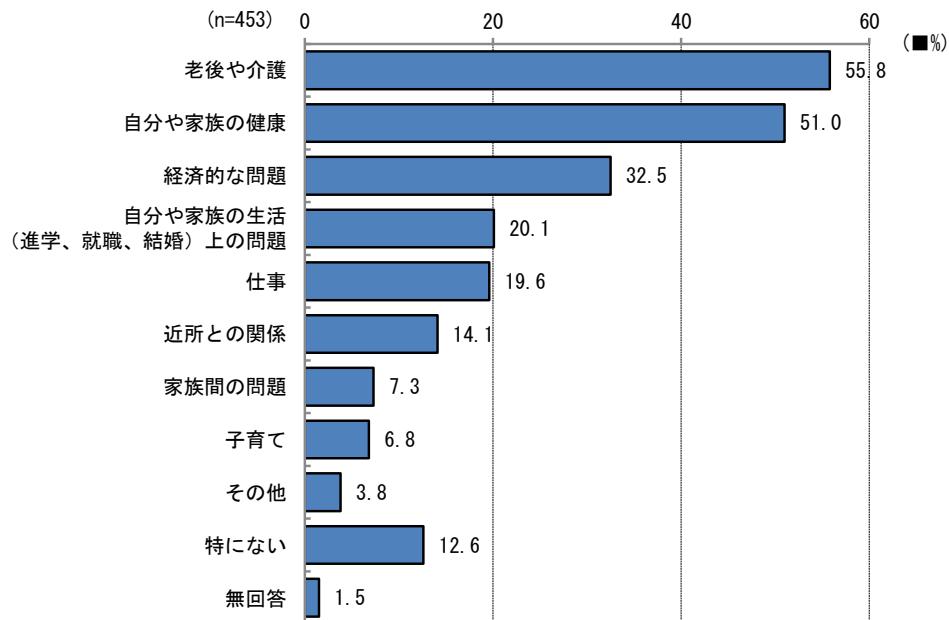


## ■ 暮らしにおける悩み・不安

問 毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに悩みや不安を感じていますか。【複数回答可】

「老後や介護」が55.8%と最も高く、次いで「自分や家族の健康」が51.0%となっています。

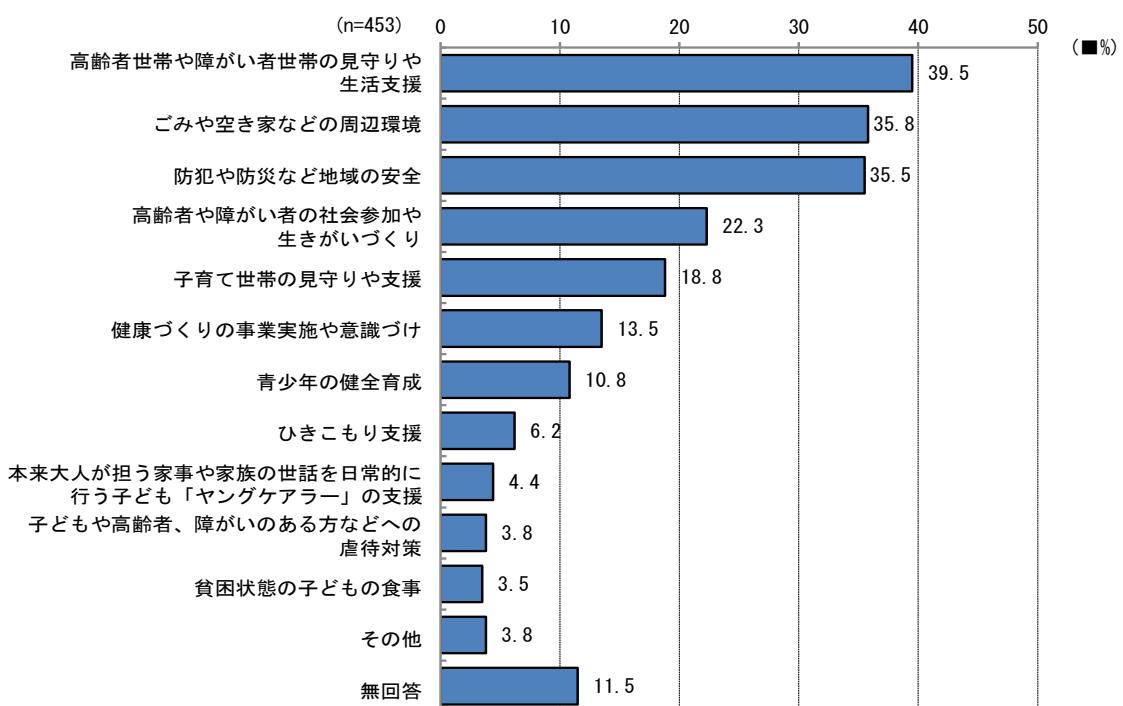
前回調査と比べて、「近所との関係」が、2.5ポイント増加（前回11.6%）しています。



## ■ 住民が考える地域で取り組むべき課題や問題

問 あなたが住んでいる地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか。【3つまで○】

「高齢世帯や障がい者世帯の見守りや生活支援」が39.5%と最も高く、次いで「ごみや空き家などの周辺環境」が35.8%、「防犯や防災など地域の安全」が35.5%となっています。

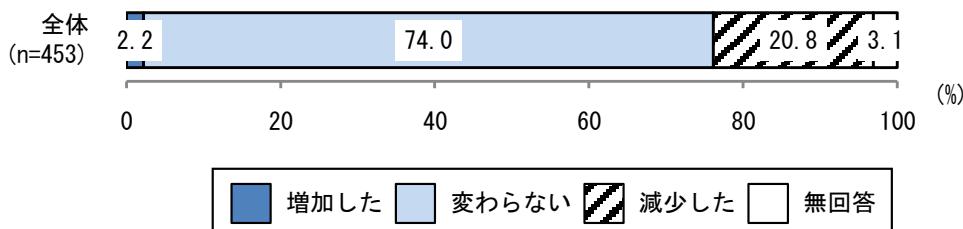


## (2) お住まいの地域の付き合い

### ■ 新型コロナウイルス感染症による影響

問 近所とのつきあいは、新型コロナウイルス感染症による影響で変化がありましたか。【1つに○】

新型コロナウイルス感染症による近所付き合いへの影響は「変わらない」が 74.0%と全体の大半を占めており、次いで「減少した」が 20.8%、「増加した」が 2.2%となっています。

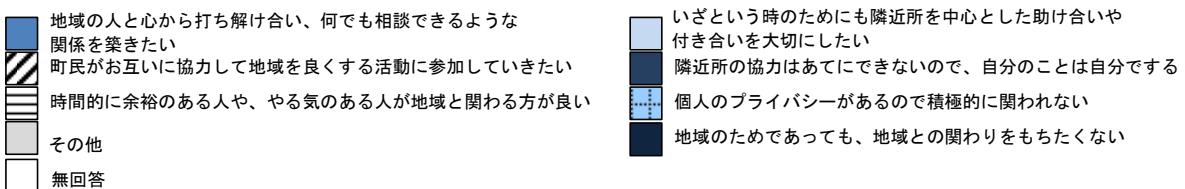
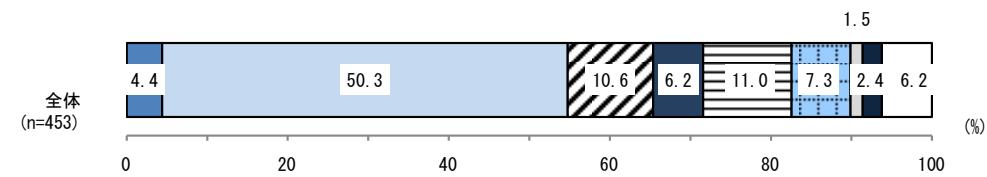


### ■ 地域との関わり方

問 お住まいの地域との関わりについてどのようにお考えですか。【最も近いもの1つに○】

地域との関わりについて、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が 50.3%と全体の約半数を占めており、次いで「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わる方が良い」が 11.0%、「町民がお互いに協力して地域を良くする活動に参加していきたい」が 10.6%となっています。

年齢別で見ると、他の年齢に比べて、20~40 歳代では、「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わる方が良い」が高くなっています。



### (3) 地域活動・ボランティア活動

#### ■ 地域活動への参加

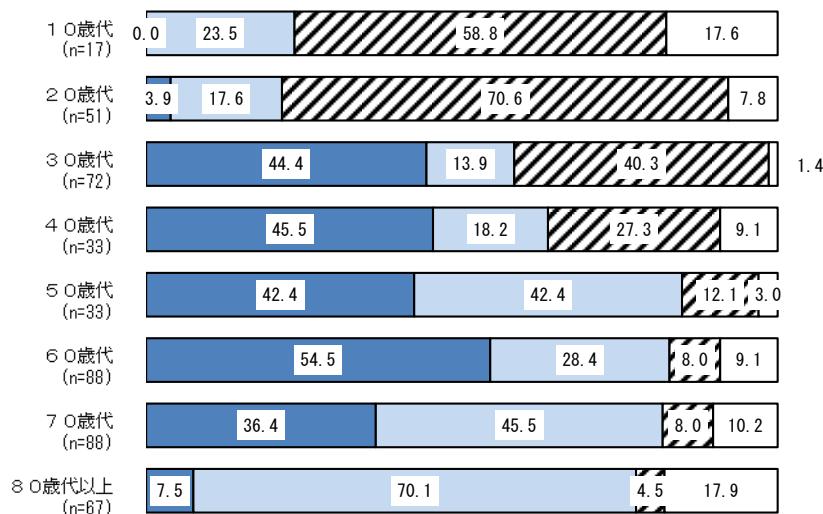
問 あなたは現在、自治会や子ども会、PTA等の地域活動をしていますか【1つに○】

地域活動への参加について、前回調査と比べると、「現在活動している」は10%以上低下（前回45.5%）し、また、「活動したことがない」は6%増加（前回17.4%）しました。新型コロナウイルスの影響もあるのか、地域活動の参加の実態は低下していることがうかがえます。

年齢別で見ると、活動経験がある人（「現在活動している」+「現在は活動していないが、過去に活動したことがある」）は、50歳以上がおよそ8割と高くなっています。



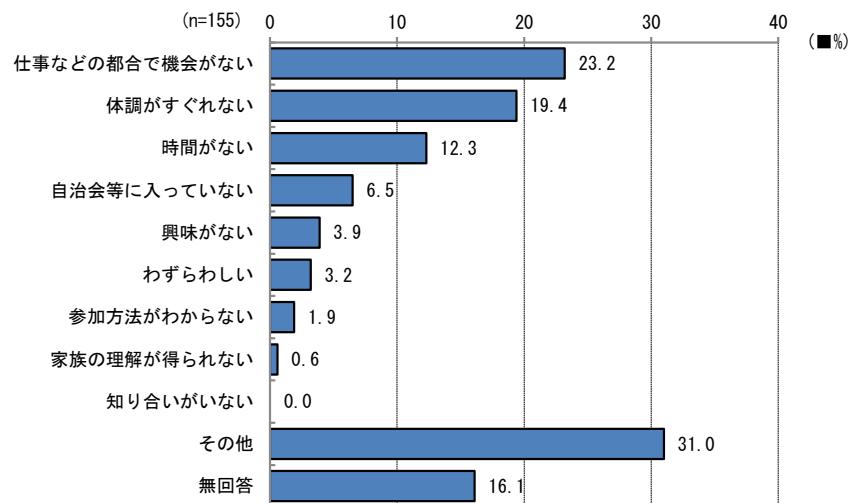
#### 【年齢別】



## ■ 活動していない理由

問 現在活動していない理由は何ですか【複数回答可】

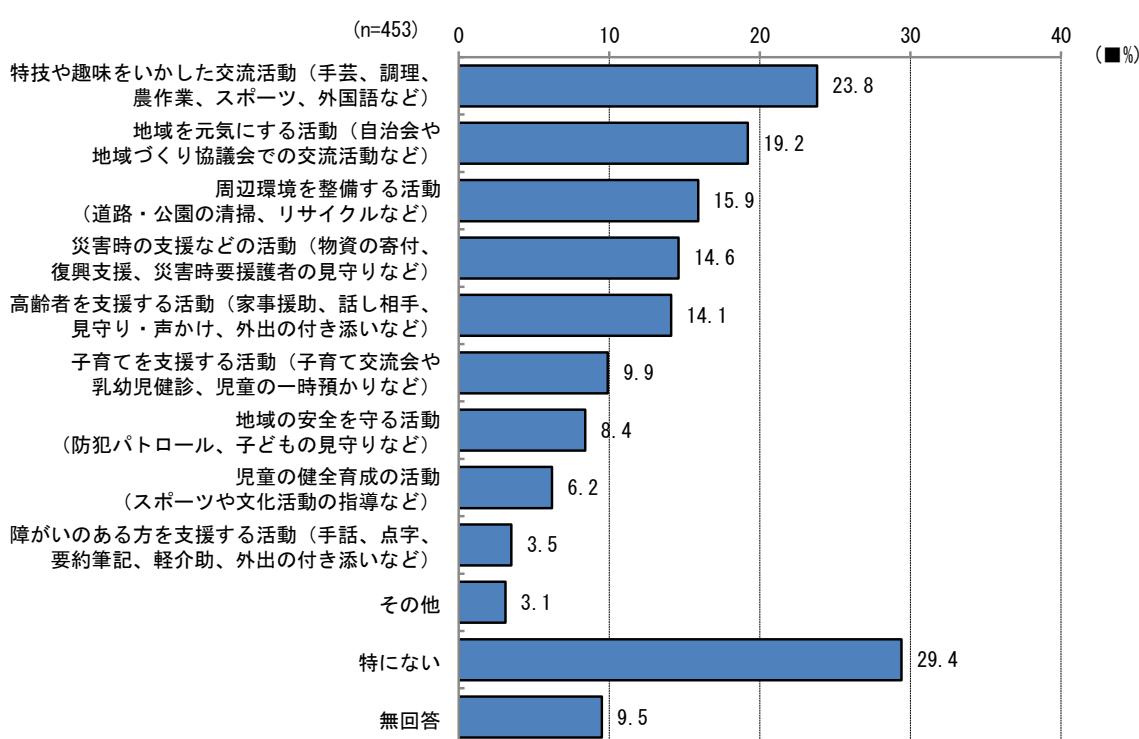
活動していない理由は「その他」を除くと「仕事などの都合で機会がない」が23.2%と最も高く、次いで「体調がすぐれない」が19.4%、「時間がない」が12.3%となっています。



## ■ 今後してみたい地域活動

問 あなたが今後してみたい地域活動は何ですか【3つまで○】

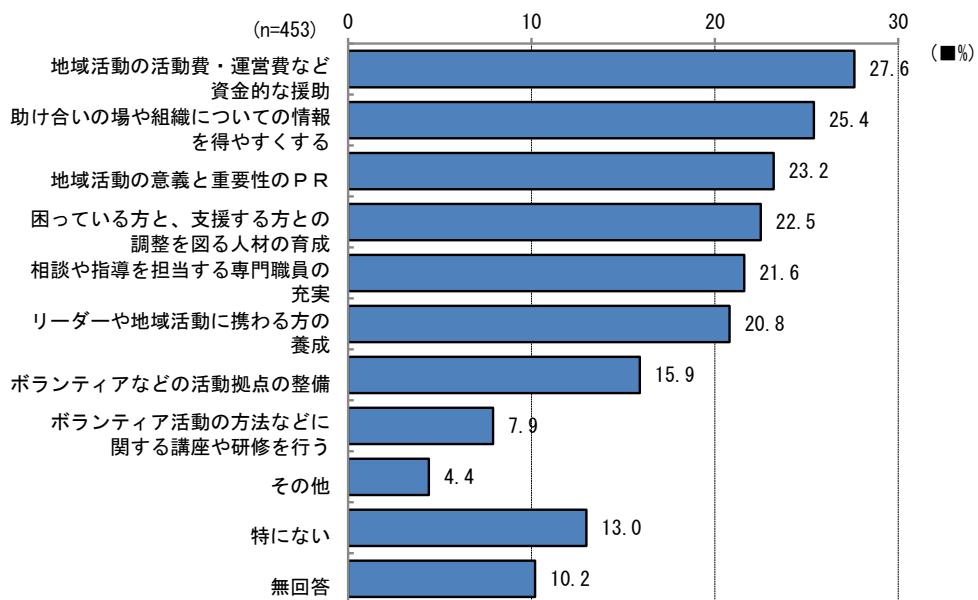
今後してみたい地域活動は、「特にない」を除くと「特技や趣味をいかした交流活動（手芸、調理、農作業、スポーツ、外国語など）」が23.8%と最も高く、次いで「地域を元気にする活動（自治会や地域づくり協議会での交流活動など）」が19.2%、「周辺環境を整備する活動（道路・公園の清掃、リサイクルなど）」が15.9%となっています。



## ■ 地域活動がより活発になるには

問 地域活動がより活発になるために、どのようなことが必要だと思いますか。【3つまで○】

地域活動がより活発になるには、「地域活動の活動費・運営費など資金的な援助」が27.6%と最も高く、次いで「助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が25.4%、「地域活動の意義と重要性のPR」が23.2%となっています。



## (4) これからの福祉のあり方

### ■ 福祉に関する情報源

問 あなたは福祉に関する情報を主にどこから入手していますか。【複数回答可】

福祉に関する情報源は「特に入手していない」を除くと「役場の窓口や広報紙」が49.0%と全体の約半数を占めており、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が25.2%、「近所・知り合い」が20.8%となっています。

年齢別で見ると、他の年齢に比べて、10~40歳代は「特に入手していない」と「インターネット」が高くなっています。

#### 【性別・年齢別】

	回答者数	広報紙の窓口や	オーディオ・ビデオ・雑誌	い近所・知り合	トイント・ネッ	会社福祉協議	ムジケヘル・マ・バ・や・ネ・ホ	委員会・委員会・児童	セ・地・域・包・括・支・援	ン・子・タ・イ・テ・育・て・支・援	ボランティア	その他の	い・特・に・入・手・し・て	無回答
全体	453	49.0	25.2	20.8	19.0	12.1	7.1	5.5	2.9	2.2	1.8	2.6	20.5	5.5
男性	212	53.8	26.4	20.3	21.2	17.9	8.0	5.7	2.4	0.9	2.8	3.8	15.6	5.2
女性	239	45.2	23.8	21.3	17.2	7.1	6.3	5.4	3.3	3.3	0.8	1.7	25.1	5.4
10歳代	17	5.9	23.5	17.6	35.3	5.9	0.0	5.9	5.9	0.0	0.0	0.0	41.2	0.0
20歳代	51	31.4	23.5	13.7	35.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	0.0	3.9	33.3	3.9
30歳代	72	43.1	16.7	16.7	31.9	8.3	1.4	2.8	1.4	11.1	2.8	1.4	31.9	2.8
40歳代	33	60.6	21.2	6.1	33.3	9.1	6.1	6.1	0.0	0.0	0.0	6.1	21.2	3.0
50歳代	33	54.5	24.2	21.2	18.2	15.2	9.1	0.0	3.0	0.0	0.0	6.1	12.1	0.0
60歳代	88	52.3	35.2	22.7	21.6	13.6	12.5	5.7	1.1	0.0	0.0	2.3	18.2	3.4
70歳代	88	65.9	29.5	23.9	3.4	18.2	5.7	9.1	3.4	0.0	5.7	0.0	13.6	10.2
80歳以上	67	46.3	19.4	32.8	0.0	17.9	14.9	10.4	9.0	0.0	1.5	4.5	10.4	9.0

### ■ 安心して暮らすための支援

問 佐用町で生涯を安心して暮らしていくために、どのような支援のあり方が大切だと思いますか。

【3つまで○】

「交通の利便性の確保をすすめる」が47.5%と全体の約半数を占めており、次いで「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」が41.3%、となっています。

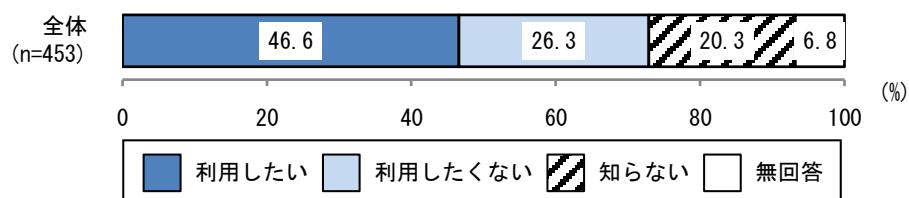
年齢別で見ると、10歳代を除いて、年齢が若いほど「手当など金銭的な援助を充実させる」「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が高くなっています。

	回答者数	を交す通すのめ利の確保	スする宅充在で実家の福祉せ祉活るサを一支援	する自助當を充など金せ錢的な	援手助當をして充など金せ錢的な	環み安境育心を充して充らて実れ子充のが実施い設のせ	るるさる者ス兒や童障充のが実施い設のせ	るるまい健ちづ康づくづくりくりがり	るる相人せ談がで集まり場を充實に	守理隣り解近等と所の協な支援に、場を周囲う見の	きる高方齡機が者等の協な支援によく周行する動の	をど道す、路すバのめり段ア解フ消り化	をどボ充町ラ実民ンセ活動イアの団援助な	その他	無回答
全体	453	47.5	41.3	30.7	30.2	17.9	15.9	15.0	10.6	7.7	4.6	4.4	4.0	5.5	
男性	212	47.2	44.8	33.5	29.7	16.0	14.2	16.5	9.0	8.5	4.7	5.7	2.4	5.2	
女性	239	48.1	38.5	28.5	30.5	19.7	17.6	13.8	12.1	7.1	4.6	3.3	5.4	5.4	
10歳代	17	58.8	17.6	23.5	29.4	29.4	11.8	5.9	11.8	11.8	23.5	0.0	5.9	5.9	
20歳代	51	47.1	25.5	47.1	43.1	27.5	25.5	11.8	19.6	2.0	7.8	2.0	0.0	0.0	
30歳代	72	34.7	20.8	45.8	51.4	19.4	8.3	6.9	8.3	4.2	9.7	4.2	5.6	4.2	
40歳代	33	60.6	48.5	36.4	33.3	9.1	18.2	18.2	3.0	3.0	6.1	0.0	9.1	3.0	
50歳代	33	63.6	51.5	39.4	36.4	21.2	12.1	9.1	9.1	12.1	0.0	0.0	6.1	0.0	
60歳代	88	59.1	44.3	25.0	21.6	17.0	13.6	15.9	9.1	8.0	2.3	5.7	3.4	4.5	
70歳代	88	46.6	50.0	21.6	25.0	13.6	19.3	19.3	12.5	6.8	1.1	8.0	3.4	6.8	
80歳以上	67	29.9	58.2	16.4	10.4	13.4	17.9	23.9	10.4	16.4	1.5	6.0	3.0	13.4	

## ■ 認知症と成年後見人制度

問 あなた自身や親族が、認知症により判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を利用したいと思いますか。【1つに○】

成年後見制度の利用について、「利用したい」が46.6%と最も高く、次いで「利用したくない」が26.3%、「知らない」が20.3%となっています。

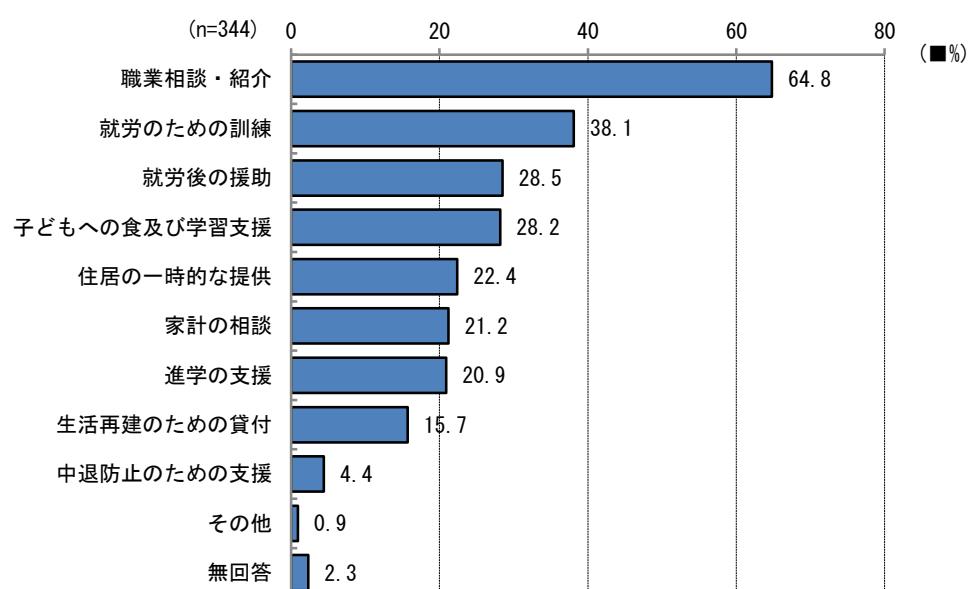


## (5) 生活困窮者の支援のあり方

### ■ 注力すべき支援内容

問 生活困窮の問題や支援制度について、具体的にどのような支援に力を入れる必要があると思いますか。【3つまで○】

注力すべき支援内容は、「職業相談・紹介」が64.8%と全体の大半を占めており、次いで「就労のための訓練」が38.1%、「就労後の援助」が28.5%となっています。

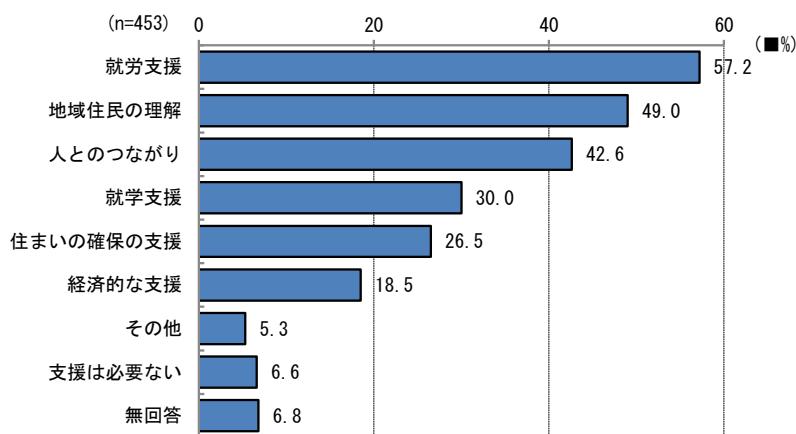


## (6) 非行や犯罪をした人の立ち直り

### ■ 立ち直りに必要な支援

問 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことはありますか【複数回答可】

立ち直りに必要な支援は、「支援は必要ない」を除くと、「就労支援」が57.2%と全体の過半数を占めており、次いで「地域住民の理解」が49.0%、「人とのつながり」が42.6%となっています。

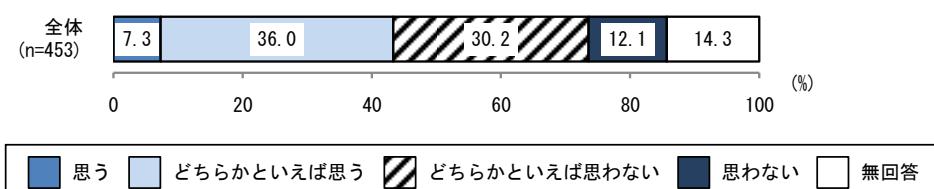


### ■ 支援の協力に対する積極性

問 あなたは、非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。【1つに○】

支援の協力に対する積極性は、「どちらかといえば思う」が36.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば思わない」が30.2%、「思わない」が12.1%となっています。

年齢別では、他の年齢に比べて30歳代では「どちらかといえば思わない」が高くなっています。

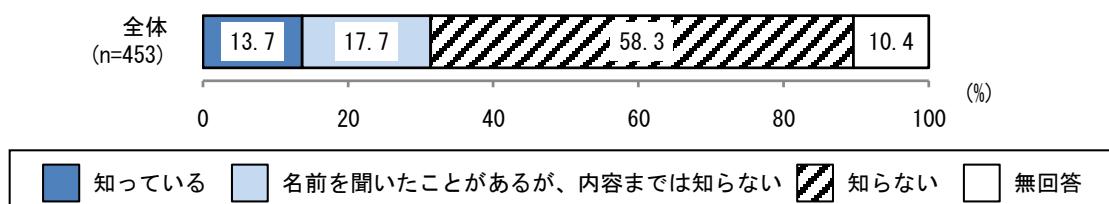


## (7) 防災・災害

### ■ 避難行動要支援者名簿の認知度

問 あなたは避難行動要支援者名簿を知っていますか。【1つに○】

避難行動要支援者名簿の認知度は、「知らない」が58.3%と全体の過半数を占めており、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容までは知らない」が17.7%、「知っている」が13.7%となっています。

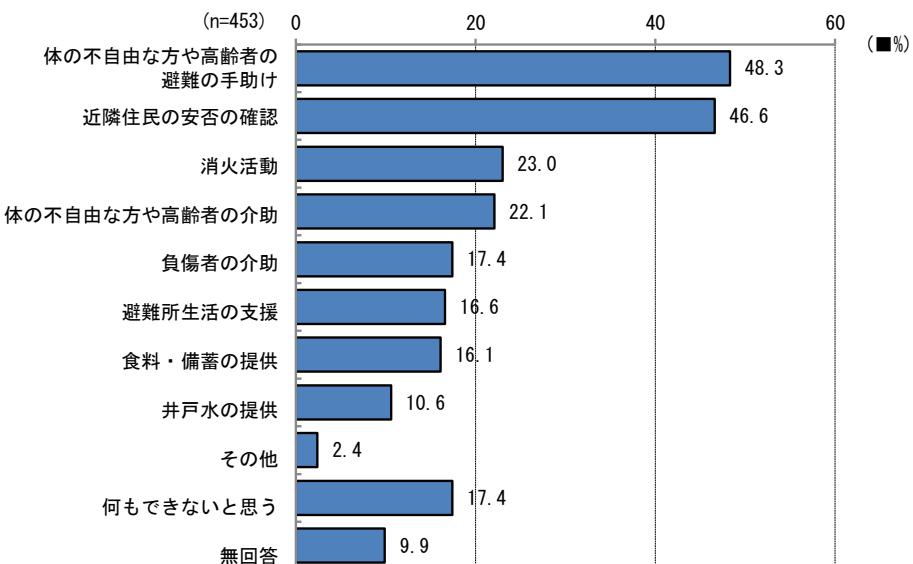


### ■ 災害時に自分ができると思うこと

問 実際の災害時に自分ができると思うことについて教えてください。【あてはまるものすべてに○】

災害時に自分ができると思うことは「体の不自由な方や高齢者の避難の手助け」が48.3%と全体の約半数を占めており、次いで「近隣住民への安否の確認」が46.6%、「消火活動」が23.0%となっています。

一方、前回調査と比較すると、「何もできないと思う」を除くすべての選択肢で回答率が低下し、「何もできないと思う」が2倍近くに増加しています（前回9.7%）。



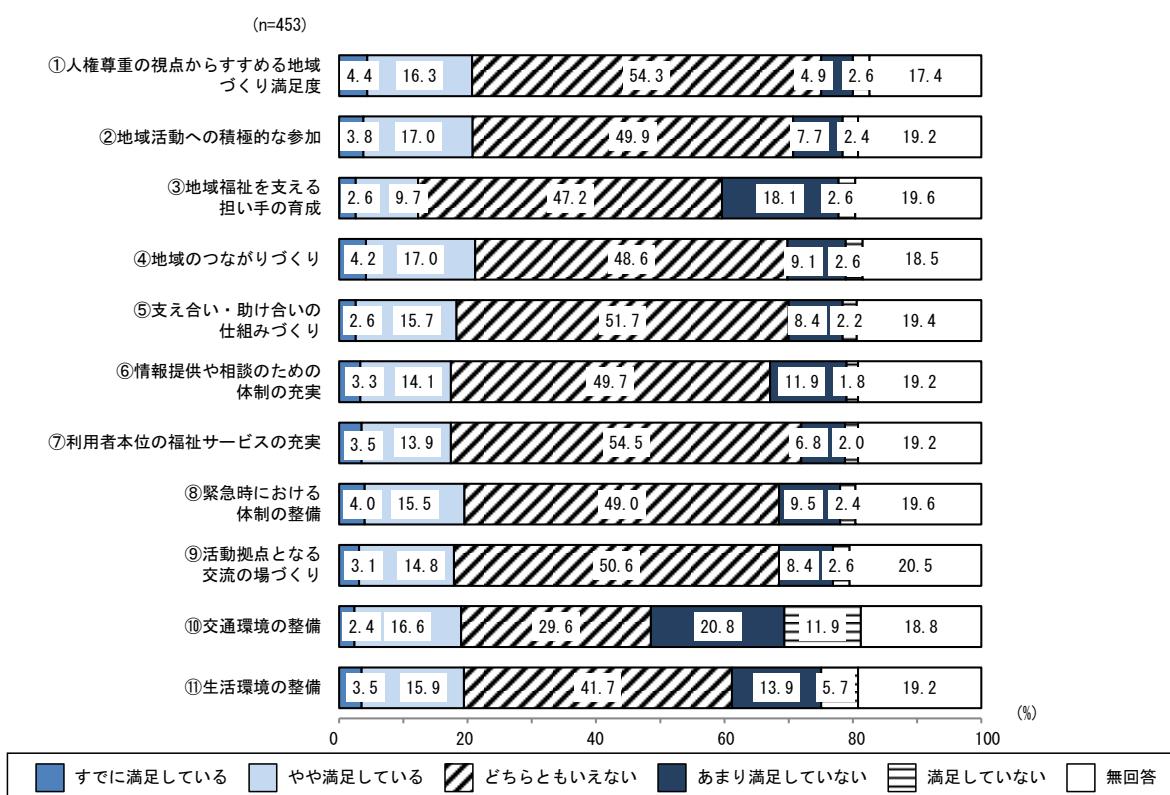
## (8) 町の地域福祉に関する取り組み

### ■ 佐用町における福祉政策への住民の満足度

問 佐用町における福祉施策の現状を、どのように感じていますか。【各項目のA満足度とB重要度についてそれぞれ1つに○】

#### A. 満足度

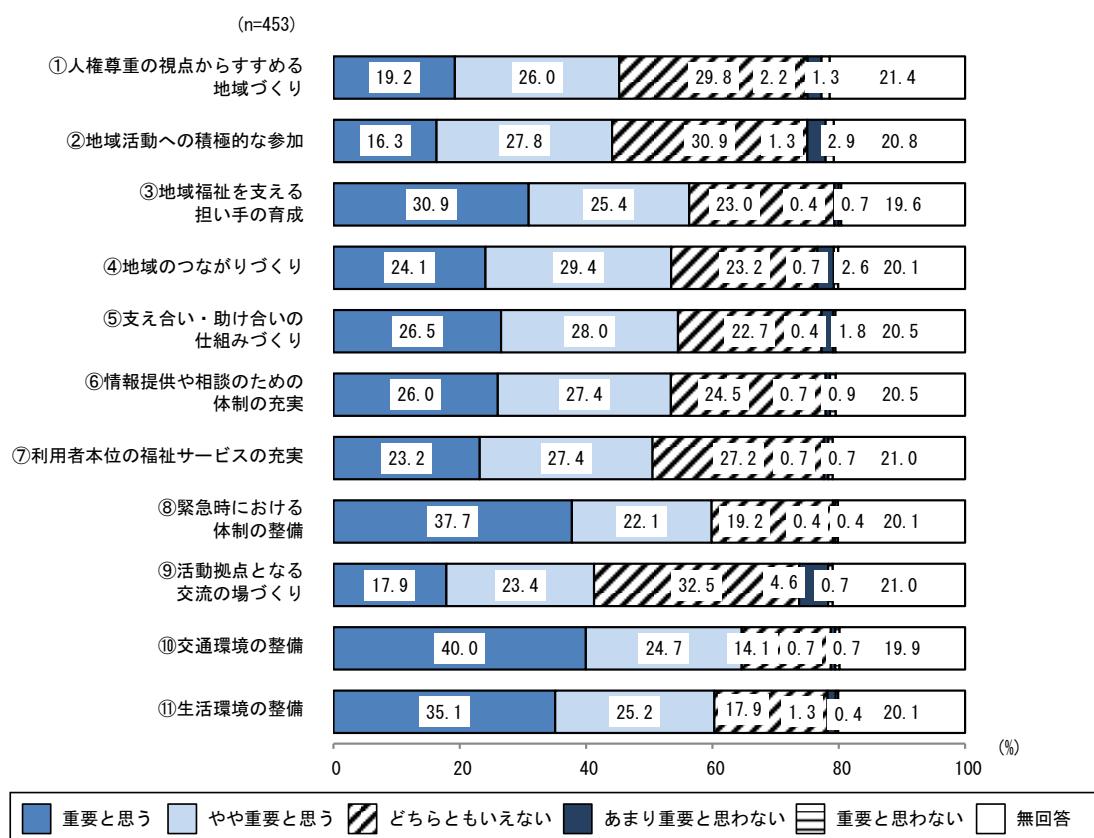
満足度は、すべての項目で「どちらともいえない」が最も高くなっていますが、『地域福祉を支える担い手の育成』が「あまり満足していない」18.1%、「満足していない」2.6%、『交通機関の整備』が「あまり満足していない」20.8%、「満足していない」11.9%と満足度の低さが他の項目よりも目立ちます。



## B. 重要度

重要度は、ほぼすべての項目で「重要と思う」「やや重要と思う」の回答率が全体の約半数を占めていますが、『活動拠点となる交流の場づくり』においては「重要と思う」17.9%、「やや重要と思う」23.4%と他の項目と比べて重要度が低くなっています。

一方で『交通環境の整備』においては「重要と思う」40.0%、「やや重要と思う」24.7%と最も重要度が高くなっています。



## II 福祉団体等対象調査

### 1 福祉団体等対象調査の概要

#### (1) 調査の目的

『第2期佐用町地域福祉計画』の策定のために、住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握することを目的に、調査を行いました。

#### (2) 調査の方法

種別	団体・組織へのアンケート
調査対象	佐用町内の地域福祉に関する団体・組織 (自治会、地域づくり協議会、ボランティア団体、高齢者支援事業所・団体、障がい者支援事業所・団体、医療健康に関する団体、NPO 法人等)
調査地域	佐用町全域
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和 4 年 9 月 1 日～9 月 20 日
配布数	231 件
回収数	159 件
回収率	68.8%
回答団体の内訳	福祉団体 7.5% ボランティア団体 19.5%、当事者団体 1.3%、NPO 法人 7.5%、地域活動団体 51.6%、その他 11.3%、無回答 1.3%

#### (3) 結果の見方

住民への調査の見方と同じです。

## 2 調査結果

### ■ 地域の方々の日常の困りごと・地域の問題（主な意見）

問 普段活動する中で、地域の方々からどのような日常の困りごと、地域の問題などを聞きますか。

#### ① 高齢化による団体活動の問題

高齢化等で活動できる人数、会員数が少なくなっている。
高齢者が多く若い人に作業の負担がかかる。若い人の参加が少ない。
高齢化が進み、地域の行事や、神社の奉仕作業が出来にくくなつた。災害時に避難所まで、避難できない。
活動の中心となるのも高齢者であり前向きな地域活動はできなくなってきた。

#### ② 高齢化による生活の問題

高齢になり、生活に不安を感じられている。
行事や体調不良になったときなど交通手段がない(救急者を呼ぶほどではない)。
生活ができているか心配。どんな福祉サービスがあるか、利用方法が分からぬ。
高齢になり、外出機会が減った一人暮らしの方の話し相手がないこと。
1人暮らしの高齢者が多く、ごみ出し、買物、畑の管理など相談受けることあり。
認知症の独居生活、徘徊、感染症。

### ③ 新型コロナウイルス感染症の問題

施設等を利用している者との面会等の禁止等、コミュニケーションがとれなくなっている現状。逆に、インターネット等でのコミュニケーションが増え、SNSでの誹謗中傷やネット依存など青少年にとって悪影響も多い。  
活動を中止したり簡素化したりしている。

### ④ 子ども・若者の問題

母親と子どもの遊びの場、他のママさん達とのコミュニケーションの場があまりない。  
小中高校の児童・生徒の行動等に関する相談。

### ⑤ 所有地（空き家・農地・山林）等の問題

農地の維持管理・生活道や水路等の維持・管理(草刈や修繕)・山林の維持管理。  
猿、猪、鹿その他の動物による獣害。不在地主の耕作放棄地の草刈。  
空き家及び周辺の雑草問題～雑草が生い茂り、動物の住み処となっている。  
小規模部落なのに谷川が5ヶ所あり水害のたびに多くの支出があり対応にこまっている。

### ⑥ 生活環境・利便性の問題

定期路線バスが欲しい。食料品がもっと買える店が欲しい。本屋、服屋、若者が、あそべる場所が欲しい。  
若者の働き場所が少ない。交通手段がない(タクシー利用も耳が不自由の為連絡が取れない)。  
気軽に立ち寄ることのできる居場所・食料支援。  
道路等、安心安全な通行出来ない。  
障がい者や高齢者にあてはまる利用活用できる制度などわからない。  
資源ゴミの分別ができない。悪得商法・特殊詐欺への注意喚起・対応が難しい。  
警察署が統合され署がなくなったことから防犯面に不安がある。

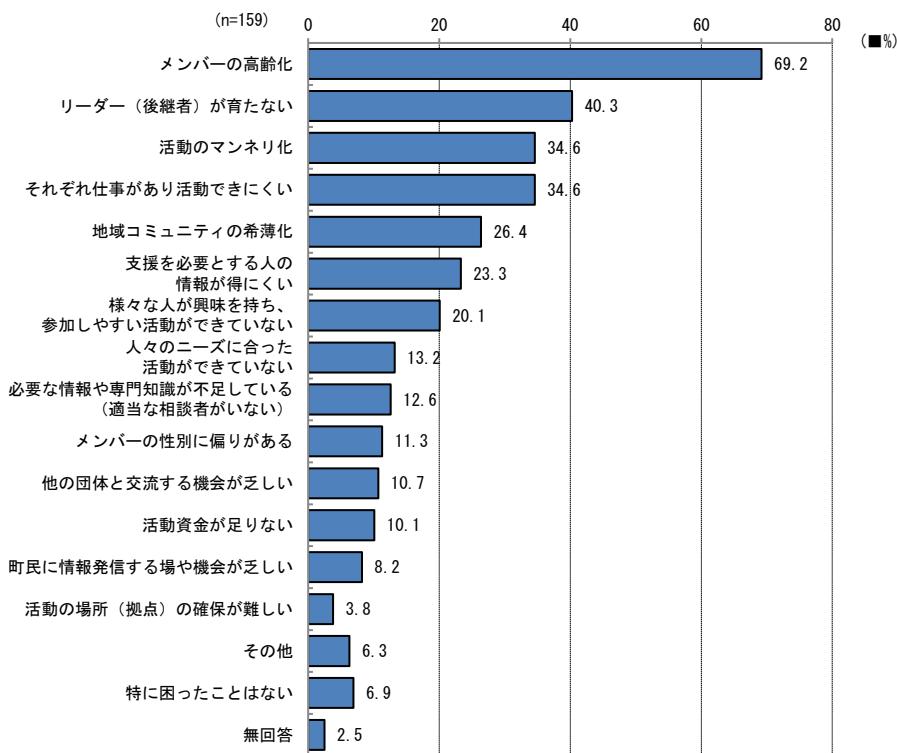
### ⑦ その他

若い人と年配の方の考え方の違い。  
手話を学びたいという高校生があり手話学習に参加してもらっているが、平日は無理なので、高校でも福祉学習を取り入れてほしいと思っている。

## ■ 地域活動を行ううえでの困りごと

問 地域活動を行ううえで困っていることはどのようなことですか。【複数回答可】

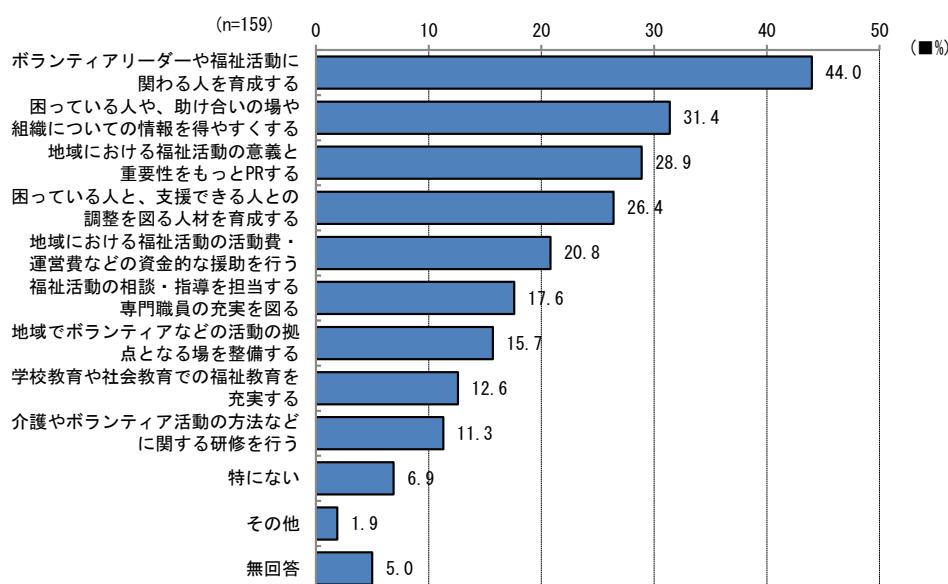
地域活動を行ううえでの困りごとは「メンバーの高齢化」が 69.2%と最も高く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」が 40.3%、「活動のマンネリ化」と「それぞれの仕事があり活動できにくい」が 34.6%となっています。



## ■ 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには

問 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いませんか。【3つまで○】

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が44.0%と最も高く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が31.4%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が28.9%となっています。



## 1. 地域の活動を担う人材の不足と高齢化

人口減少と少子高齢化の波が止まりません。令和4年の町の人口は約1万6千人で、地域で暮らす人の数が減っています。人口推計ではこのまま町の人口は減少すると予測されています。

町全体の高齢化率は4割を超えています。国全体の高齢化社会を支えるために、就労年齢が引き上げられることは、定年後に地域を支えていく人の年齢が引き上げられることになり、これまで地域を担ってきた世代の人では、地域活動が成り立たなくなっています。これから地域は、高齢者も若い世代も力を合わせて支えていかなければなりません。

一方アンケートでは、きっかけがないために地域活動に参加できない人がいることが読み取れます。地域活動を持続・発展させるためには、幅広い世代から活動へ参加する意欲を高めることが必要です。

## 2. 地域住民のつながりの希薄化

本町でも1世帯当たりの人員が減少し、核家族化が進んでいます。人権擁護や個人情報保護などが広まって、人としてのあり方が重んぜられる社会づくりが進んでいます。一方で、他人とのつながりを持つことが消極的になって、希薄になってきています。また、若い世代の間では、人とのつながり方が顔を合わせなくとも成り立つようになってきて、居住する地域の人とつながらなくても、社会生活の中に自分の存在感を得られるようになっています。こうしたつながりの希薄化や偏在化が、社会の中で孤立する人の増加を招いていて、さまざまな社会現象や問題を引き起こしています。

しかし、町民対象のアンケートでは、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」という回答が半数を超えており、住み慣れた地域で安心して暮らすために、住民同士のつながりを大切にしたい機運があることがうかがえます。

こうした地域のつながりの重要性に気づき、地域のつながりを築ける環境を整え、住民が気軽に交流することが大切になっています。

### 3. 安心して暮らせるまちづくり

地域で安心して暮らすためには、体調の急変や防犯と防災など「いざ」という時への備えが必要です。緊急時に住民同士が助け合えるよう、近所の人の顔が分かり、避難に支援の必要なかたを把握しておくことや、避難の訓練をしておくことが必要です。こうした人のつながりを持ち、気心の知れた関係をつくるために、地域の祭りごとや一斉清掃、イベントなどで、日ごろから、声をかけ合えるような関係をつくることが重要です。

また、このような人のつながりがあることで住民間のトラブルは少なくなり、穏やかな地域が育まれます。

過疎化と高齢化によって、買い物や通院など生活に必要な交通手段に不安が生まれています。行政や福祉団体は、これらの課題に必要な支援策を、地域の力と協力しながら実施し、安心して暮らせる町を築かねばなりません。

### 4. 多様化する困りごとや不安に対する支援

社会の構造が変化するのは、現在に限ったことではありません。福祉施策は、その時々の社会情勢に合わせて、変化しながら支援するものです。これまでにあった生活困窮や介護、障がいによる暮らしへの不安に加えて、多様化する困りごとや不安を抱える人の中には、自分がどうあるべきかを見つめることに端を発して、生きづらさを感じる人がいます。

困りごとの相談は、家族や友人、親戚を頼るかたが多い実態となっています。相談の内容がその場で解決できないときは、すぐに地域や関係機関につなぎましょう。地域では民生委員・児童委員、自治会などが悩みを聞いて、適切に専門の機関へつなぎ、必要な支援を得ることができます。佐用町においては、公的機関や医療機関へ相談する割合が、都市部よりも多くなっている実態がうかがえます。地域のつながりがうまく働いていると考えられます。

のために、困ったときにどこに相談するかを分かりやすく町民へお知らせするとともに、気軽に足が運べる窓口をつくることも重要です。そして、関係機関が協力し合って連携する体制が必要です。多様化する困りごとに専門的に対応する相談員の確保や育成も求められます。相談のニーズが質、数ともに増える中、こうした人材が全国的に不足し、相談員の確保が難しくなっています。

# 第3章 計画の目指す方向

1

## 基本理念

本町では、佐用町第2次総合計画のテーマである“絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷”をまちの将来像とし、これまで育んできた町民同士の絆や町民と行政、関連団体との協働を礎に、実現を目指しています。

本町は、中国山地のすそのに広がる佐用郡という1郡1町の自然豊かな町です。平成17年に佐用郡の4つの町が合併し佐用町が誕生しました。佐用郡は有史以来つながりの深い地域で、いつの時代にも人や文化、産業の交流が盛んでした。現在を生きる町民一人ひとりの心には、歴史の共通認識があって、「佐用町で暮らしている」という連帯感や、「この町が好きだ」といった郷土愛があり、町民同士の絆となっています。

第2次世界大戦後の佐用郡の人口は4万人ほどあったとされていますが、以降日本の高度成長を支えるべく人口が流出し続け、現在の社会情勢である少子化の波によって、高齢化率が高くなっています。人口が減少し高齢化率が高くなっても、町や社会を存続させる取り組みの必要性が、国全体や大都市で叫ばれ始めましたが、本町においては半世紀前から取り組んできた課題です。

本町では、昔ながらの人のつながりがありますが、社会情勢の変化によって少しずつつながり方が変わっています。その中で誰もが安心して暮らしやすい地域や町であるよう、一人ひとりが助け合い支え合う絆で、人や町が温かな気持ちに包まれるようしていかねばなりません。

この理想を現実のものとするために、本計画の基本理念を「ささえ合う 絆がはぐくむ 温かなまち」として、様々な施策に取り組みます。

**ささえ合う 絆がはぐくむ 温かなまち**

本計画の基本理念と本町の統計資料やアンケート結果から見える現状・課題をもとに、本計画が目指す基本方針を次に示します。

### 地域を支える人づくり

地域を支える担い手の負担を軽くするために、担い手の役割を分担し、多くの人が集まって地域をリードできるよう、町民一人ひとりの福祉意識の向上に努めます。また、地域の活動を支援する体制を整えたり、担い手同士が情報交換できる場をつくったりします。

### 支え合える地域のつながりづくり

地域福祉活動を活発にするため、近所付き合いや交流を促し、支え合いと助け合いが実践できる地域づくりが進められるよう、気心の知れた地域の人のつながりを深めます。

### 心穏やかに暮らせる地域づくり

子どもから大人までが穏やかに暮らせるよう、子育て環境や生涯教育が充実した地域づくりが必要です。防犯や防災対策を進めて、安全な地域を築くほか、健やかに暮らせるよう、地域と行政が連携して保健・医療・福祉の連携を強化します。

### 困りごとを早期に相談できる連携づくり

困りごとが出たとき、すぐに家族や地域の人に相談して、必要な支援につなげられる体制と連携を強めます。相談の内容に応じて、誰に相談すればいいか分かりやすく周知します。

基本方針に基づいて計画の内容を実現していくために、行政は地域の団体や福祉団体、ボランティア団体などの協力をあおぎながら、さまざまな地域の福祉課題をくみ取って解決することが必要です。そのために、今ある地域の福祉資源を大切にして支援するとともに、それらをつなぎ合わせて福祉の輪を広げます。計画の推進にあたり、重点的に取り組む必要のある4つの事項を、住民や行政など福祉に携わる者の行動目標として掲げ、継続的に推進します。

## 1 活動を担い手任せにせず、役割を分担して取り組める環境をつくります

地域の福祉活動を担い手任せにしないために、また、次の担い手の育成のために、役割を分担して、活動に携わる人を数多く集めることができます。家族の見守りやご近所の手助けなど、一人ひとりが取り組んでいる福祉活動がつながり、豊かな地域福祉が築かれるよう環境を整えます。

## 2 暮らしの身近なところで、交流・活動・相談の場をつくります

子どもから高齢者まで、障がいのあるかた、生活に困っているかたなど、誰もが気軽に、地域の交流する場に参加できるよう、集える場所づくりや事業を創意工夫して、参加者の幅を広げます。参加が困難なかたにも寄り添って、生きづらさを感じていたら、関係機関と連携して支援につなげます。

## 3 安心して暮らすための地域環境を整えます

安心して暮らせる地域の基盤は、子どもから大人までが健やかに暮らせる環境にあります。保健・医療・福祉の連携で、健康づくりや子育て環境を充実させることはもちろん、いざという時に地域住民が協力し合って、安心して行動できる防犯や防災の対策を進めます。

## 4 複合的な暮らしの困りごとを、支援に結び付けられる相談体制を整えます

生活の困りごとは、複雑で多種多様になってきています。家族の困りごとだけでなく、地域のかたの困りごとを、気軽に打ち明けられ必要な支援につなぐことができるよう、地域の相談役と役場の窓口や関係団体が密接に連携できる体制を整えて、「どこに相談すればよいか」を周知します。

## 基本理念

## 基本方針

## 施策

**地域を支える  
人づくり**

地域福祉の意識向上

情報提供の充実

地域福祉の担い手との相互連携

**支え合える地域の  
つながりづくり**

地域ぐるみの支え合いの充実

交流の場・機会の提供

地域活動・ボランティアの促進

**心穏やかに暮らせる  
地域づくり**

健康づくりの充実

子育て環境の充実

防犯・防災体制の充実

生活環境の整備

**困りごとを早期に  
相談できる連携づくり**

相談体制の充実

福祉・介護サービスの充実

困りごとに応じた相談体制と連携

ささえ合う 絆がはぐくむ 温かなまち

# 第4章 施策の展開

## 1 地域を支える人づくり

### 現状と課題

本町では、人口減少に合わせて少子高齢化が進んでいます。出生数は年間に約60人。1年間に約300人の人口が減っています。加えて社会を支える労働者が国全体で減少する一方で、定年後も働き続ける人が増え、労働者の高齢化が進んでいます。働く世代の高齢化は、地域を支える人が減り、担い手の高齢化が進むことになります。それらのことが地域の担い手の負担感が増やして、疲弊する声もあります。

また、単身や高齢者のみの世帯が増えて、地域の中で支援を必要とする世帯が増えています。ご近所同士の助け合いでは、いざという時に支援できないケースもあり、地域全体で支援する体制を組む必要があります。

令和4年9月に行った福祉に関するアンケート（以降アンケート）では、過去や現在において地域活動に参加している人は、全体の3分の2にのぼります。活動していない人も、仕事で機会がつくれない人が多くなっています。一方で、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が50.1%となっており、町民の助け合いへの意識の高さがうかがえます。また、福祉団体対象調査では、回答した団体長の意見として、「後継者が育たない」「若者に参画してほしい」という声があり、地域を支えたい思いと後継者に任せたい思いがうまくかみ合っていないようです。

地域活動の負担増は、地域の活動を停滞させる要因となりかねません。役員の役割をうまく分担したり、地域活動の運営に参加する人の輪を広げたりすることが、次の世代の担い手を育てるにもつながります。加えて、高齢にかかわらず今もなお活躍しておられる皆様には敬意を表し、これからも地域を支えてほしいと願います。人口減少による社会の変化にあっても、時代に合わせた活動を取り入れることで、充実させていくことが必要です。

本町では、各小・中学校で作成している福祉教育推進計画によって、総合的な学習の時間などを活用した福祉教育を行っています。また、人権啓発として講演会や映画鑑賞会を実施して「人権文化をすすめる町民運動」を推進しています。これらの事業を通じて、障がい者や高齢者などへやさしい気持ちで接し、困っている人を支援する、町民全体の福祉意識の向上につなげていく必要があります。

## 施策 1 地域福祉の意識向上

### 町のとりくみ（1） 福祉教育の推進

- ◆町内の学校において、アイマスク体験や車いす体験など、福祉体験活動を実施し、福祉教育を推進します。
- ◆福祉に関わる講演会や映画上映を、地域の活動と併せて進めて、地域福祉の意識向上を推進します。
- ◆高齢者をはじめとした幅広い世代との交流の機会をつくり、福祉への理解の促進と町民同士のつながりづくりを推進します。

### 町のとりくみ（2） 福祉に関する普及・啓発

- ◆町民が地域に住む高齢者や障がいのあるかた、子育て家庭、認知症や難病患者、ひきこもりのかたなどに対する理解を深められるよう、研修や講座の開催による福祉への意識を高めます。
- ◆自身や家族、地域の人が困ったときに支援につなげられるよう、福祉の制度を知り、誰に相談すればいいのかを周知するための研修や講座を開きます。



福祉のあり方を講演会で学ぶ

### 町のとりくみ（3） 人権に関する意識啓発

- ◆人権についての正しい理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むために、人権講演会や人権文化映画会などの啓発事業を継続的に開催します。
- ◆子どもから大人までがあらゆる人の尊厳を守り意思を尊重できるよう、人権に関して学ぶことができる機会の充実に努めます。
- ◆ひきこもりのかたや LGBT などマイノリティーへの理解を深める啓発活動によって、共生社会が実現できるよう人権意識の向上に努めます。

協働のとりくみ	
団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校や地域で行う福祉教育活動を、まちの援助を受けて企画します。</li><li>○地域福祉に関わる講座などを周知します。</li><li>○講座・研修などで、専門の知識や技術を伝え、担い手づくりに努めます。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所とのコミュニケーションを行い、困ったときにお互いが助け合える関係をつくります。</li> <li>○町の広報誌やホームページから地域活動の情報を知ります。</li> <li>○地域活動に参加し、地域の人とのつながりを持ちます。</li> <li>○高齢者や障がい者など、困っているかたがいれば、積極的に助けます。そのために、障がいや病気などのことを知り、支援の方法を学びます。</li> <li>○生きがいの多様性を理解して、誰もが暮らしやすい地域をつくります。</li> </ul>
町民	

## 施策2 情報提供の充実

### 町のとりくみ（4） 地域活動の広報・情報提供

- ◆すべての町民が適切に情報を入手できるよう、ホームページや広報誌をはじめ、防災行政無線やケーブルテレビ、インターネットを活用した情報発信を行います。
- ◆地域活動に関する情報が知りたいときに、円滑に入手できるよう、関係機関と連携し、様々な情報を提供します。
- ◆転入世帯に対して、地域の活動や情報を紹介します。
- ◆福祉施策を知り、福祉へ関心が高まるよう、ケーブルテレビの番組や広報誌の特集など情報提供の内容を工夫します。

協働のとりくみ	
団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉に関する情報を積極的に仕入れ、困っているかたに情報提供します。</li> <li>○発信したい情報は、ターゲット層を明確にし、情報の届きやすい媒体を活用するよう検討します。</li> <li>○町民から受けた相談でわからないことがあれば、町や関係機関に伝えます。</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報誌や回覧、ホームページなどに掲載されているお知らせや行事、講座、各種サービスなどの情報を知ります。</li> <li>○広報誌などを読んで、わからないことがあれば、隣近所のかたや民生委員・児童委員、役場などに相談します。</li> <li>○知り得た福祉の話題や情報を地域の人と共有し、事業に参加したり地域の中の福祉活動の話し合いの場をつくったりして、福祉の輪を広げます。</li> </ul>

### 施策3 地域福祉の担い手との相互連携

#### 町のとりくみ（5） 地域組織への参加促進

◆地域づくり協議会や自治会、ボランティア団体などが主催する様々な行事・イベントなどの中で、地域組織の活動内容の周知や加入の促進を行い、地域活動を行う担い手の確保と地域の活性化を促進します。

#### 町のとりくみ（6） 地域福祉の活動主体の育成・支援

- ◆町民に対して、地域における活動の事例紹介や研修などを実施し、地域福祉の活動主体の育成に努めるとともに、若い世代を含めた地域での活動の場や機会を提供します。
- ◆防災の観点から、講演会や訓練などを通じて、町民の自助・互助・共助の意識を高めます。

#### 町のとりくみ（7） 各種関係機関との情報共有体制の構築

- ◆町社会福祉協議会などと連携して、福祉活動を行っている各種団体同士が交流・連携できる機会の確保など、支援に努めます。

協働のとりくみ	
団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域で活動しているかたや団体が交流を行える行事を開催します。</li><li>○地域内での人材、団体の連携を促進するため、関係団体などとの交流を呼びかけます。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域や団体が行う行事の把握に努め、積極的に参加します。</li><li>○地域内で活動しているかたや団体などに、日頃から関心を持ちます。</li></ul>

### 現状と課題

令和元年からの新型コロナウイルス感染防止対策で、人とのコミュニケーションが取りづらくなりました。ようやく感染対策を施して社会を保つ機運が生まれ始めています。コロナ禍を振り返ると、人とのつながりを見直す時間でもあったように思います。

地域の福祉活動を支えるのは、町民一人ひとりが家族や近所の人をお互いに助け合う気持ちです。一人ひとりが可能な範囲で、日ごろから近所の人と声をかけ合ったり、交流の場に出向いたりして、活動に加わっていくことが地域福祉の活性化につながります。

本町でも、高齢者の孤立や孤独死の事例がみられます。また、生活に困る人やひきこもりの状態にある人もあります。地域住民全体のつながりが希薄化している状況に呼応して、民生委員・児童委員や自治会、地域づくり協議会による活動だけでなく、近所同士で声かけや見守りを行うネットワークを構築していく必要があります。また、町民それぞれが地域の中でコミュニケーションをとっていくために、町民同士が情報交換できる場、困ったことを相談し合える場など、あらゆる機会を活用し、気軽に参加しやすい交流の場をつくっていくことが求められます。特に、福祉活動を支える担い手が高齢化しているため、若い世代が地域活動に入りやすいよう、若者が主体的に活動できる場や事業を持ったり、若者に役割をもたらせたりすることも必要です。

アンケートでは、地域活動でしてみたいことに「自分の特技を生かした活動」があります。スポーツや園芸など、趣味で地域交流の輪を広げることも例として挙げられます。それ以外には、これまで培ってきたイベントなどの地域活動を挙げる人が多く、「地域でつながっていたい」気持ちは多く見られます。人とのつながりが希薄になっている一方で、つながっていたいという心理を持っているのが実情です。地域活動へ参加する入口の工夫で、集まる人が増えることが期待されます。

## 施策1 地域ぐるみの支え合いの充実

### 町のとりくみ（8） 声をかけあえる付き合いづくり

◆地域の誰もがお互いを知り、いざというときに助け合える関係を築けるよう、あいさつ・声かけ運動を推進します

### 町のとりくみ（9） 見守り活動の推進

◆地域の高齢者や子どもなどの異変や問題にいち早く気づき、手助けできるよう、近所や地域の人とコミュニケーションできるしきけをつくって普及します。

◆民生委員・児童委員や民生・児童協力委員、福祉委員、自治会、地域づくり協議会、高年クラブなど、地域に根差す方々を中心に、地域ぐるみで行う見守りネットワークの構築を推進します。

協働のとりくみ	
団体・事業所	○地域の団体や事業所として、できる範囲で見守り活動を行います。
町民	○近所に住んでいるかたに普段からあいさつや声かけを行います。 ○近所に気がかりなかたがいた場合、自分で対応が難しければ、民生委員・児童委員など、周囲の人に相談します。

## 施策2 交流の場・機会の提供

### 町のとりくみ（10） 日常的な交流活動の促進

- ◆身近なところから始められるふれ合い活動や世代間交流などの日常的な交流活動を支援します。
- ◆スポーツや芸術、文化など、趣味を通じて交流できるよう、各事業の活動を推進します。
- ◆地域の子ども行事を推進し、子どもたちが集える場をつくります。

### 町のとりくみ（11） イベントなどを活用した交流のきっかけづくり

- ◆地域行事などのイベントを活用して町民同士が交流し、地域への愛着や郷土への誇りを持つきっかけづくりに努めます。特に、地域福祉に関わりのない町民や福祉問題を抱える当事者が活動に参加するようイベントの企画を工夫します。

協働のとりくみ	
団体・事業所	○行事やイベントを開催する際には、様々な世代が参加しやすい内容になるよう工夫します。 ○各活動の趣旨に応じ、料理や体操など、趣味の活動から地域交流につなげます。
町民	○近所に声をかけ合い、地域の行事に参加します。 ○世代間交流の機会があれば、積極的に参加します。 ○地域で高齢者の集う場、子ども行事などを開催して、交流したり談話したりできる機会をつくります。

### 施策3 地域活動・ボランティアの促進

#### 町のとりくみ（12）ボランティアの育成支援

◆ボランティアや地域活動の主体となる潜在的な人材の活用を促進します。

◆ボランティアセンターがボランティアの組織化や新たな活動の場の拡大など、総合的なコーディネートを行えるよう、町社会福祉協議会との連携を強化します。

#### 町のとりくみ（13）ボランティア・地域の団体への支援

◆各種ボランティア、地域の団体や当事者団体、NPOで活動する団体などに対して、情報提供の充実を図ります。

◆広報誌などによる活動内容の周知に努め、社会貢献に意欲的な人の活動を支援する取り組みを推進します。

#### 町のとりくみ（14）事業所などの地域福祉活動の促進

◆地域の事業所などに社会貢献への理解を働きかけ、交流の場を増やしたり、地域福祉活動への参加を呼びかけたりします。

◆障がいなどに応じた就労の場の増加を目指し、事業所などに働きかけます。

協働のとりくみ	
団体・事業所	○社会福祉協議会をはじめ各団体などで行っている活動内容に町民が関心を持てるよう、情報を発信します。 ○活動に興味のある町民が、気軽に参加できる活動内容を検討します。
町民	○社会福祉協議会や町内のボランティア・NPO団体・福祉関係機関などの活動に、理解と関心を深めます。 ○できる範囲でボランティア活動への参加に努めます。

### 現状と課題

地域で安心して暮らすために、健康であることが大前提となります。疾病の早期発見から治療につなげることと、疾病予防のために健(検)診の受診率向上への取り組みが必要です。また、妊産婦や子育て世帯の見守り、健康な食生活を送るための食育や口腔ケアなど、町民の健康を支えて、健やかに暮らせるよう事業を進めます。

また、全国的な少子高齢化が進む中、本町の少子化も顕著となっています。加えて核家族の割合が増加して育児不安が増大しています。子育ての不安は自覚することが難しく、周囲が気づいてあげることが必要です。家庭内暴力やネグレクトなどの虐待が発生してしまう前に声をかけて、必要に応じて専門機関につなげられる体制が求められます。子どもは地域の宝です。子どもが明るい顔をして地域で暮らせるよう、子どもや子育て中の親の困りごと・ニーズなどを把握し、適切なサービスや支援につなげます。

防災の面では、平成21年8月の豪雨災害を教訓とし、台風・地震などのあらゆる自然災害を想定し、防災や減災に向けた取り組みが行われています。本町では、河川の改修工事や、佐用チャンネルや防災行政無線、電子メールなどの多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備といったハード面の整備が進みました。現在は自治会や地域づくり協議会の連携体制を構築して、ソフトの面でも減災力の向上に取り組んでいるところです。しかし、福祉アンケートでは、災害時要支援者などを知らないかたが多くいます。災害で最も被害に遭いやすい要支援者への支援の輪が広がるよう地域の特性に応じた避難計画づくりが求められています。また、子どもや女性などを狙った不審者による声かけやひったくりなどの犯罪、高齢者や障がい者を狙った悪質商法などに対して、地域における防犯力の向上に努める必要があります。

生活環境の整備では、交通(移動)手段の確保が課題です。アンケートでは、福祉施策に対する重要度の最も高いものとして、「交通環境の整備」があがっています。移動の不便さは、買い物や病院の利用の難しさ、あるいは公的なサービスを受ける際の難しさにつながっています。本町はこの課題に、既に町として交通手段の確保に取り組んでいますが、町民の声に耳を傾けて改善を重ね、柔軟な交通手段の充実を検討していくことが求められます。

## 施策 1 健康づくりの充実

### 町のとりくみ（15） 健康づくりの普及・推進

- ◆町民が健康への不安を解消し安心して暮らせるよう、食育や健康に関する教室や栄養相談、訪問指導などを通じて、健康に関する知識を普及し、健康づくりを支援します。
- ◆特定健診やがん検診などへの受診者が増えるよう周知するとともに、受診後のフォローを充実させます。
- ◆こころの病気に関する正しい知識の普及と、予防や治療、関わるかたのケアなどで支援します。
- ◆医療機関や健康づくりを進める団体やボランティアと協力し、多くのかたが健康に関心を持つよう活動を支援します。

### 町のとりくみ（16） 健康に関する情報提供

- ◆妊娠期から高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて、町民が健康づくりに取り組むことができるよう、健康情報の提供に努めます。
- ◆病気の早期発見のために健(検)診を勧め、早期受診、早期治療の大切さの周知・啓発に努めます。

協働のとりくみ	
団体・事業所	○健康に関する情報を発信し、地域全体の健康づくりを促します。
町民	○自分自身の健康に关心を持ち、近所で声をかけ合って、各種健(検)診を受けたり健康づくりの事業に参加したりします。 ○生涯を通じて望ましい食習慣を身につけることによって、認知症やフレイルを予防し、健康寿命の延伸に努めます。 ○健康に関する情報を積極的に取り入れ、実践します。

## 施策2 子育て環境の充実

### 町のとりくみ（17） 子ども・子育て支援施策の推進

- ◆妊娠期から子育て期における総合的な相談窓口を健康福祉課内に開設し、すべての妊産婦の方々を対象に妊娠や出産、育児に関する様々な相談や悩みに応じ、安心して妊娠・出産、子育てができるよう支援します。
- ◆子育ての悩みを、同じ悩みを持つ保護者に打ち明けられるよう、保護者同士が交流できる場をつくります。

### 町のとりくみ（18） 健やかに子どもが育つ環境づくりの推進

- ◆子どもが地域の自然や文化に触れ、子ども同士が社会性を育めるよう、子どもたちの集まる場をつくります。
- ◆妊産婦に対する相談などの支援を強化し、産後うつをはじめ、子どもへの虐待の防止や早期発見につなげます。
- ◆子どもとその家族への健康支援（健診・健康相談・予防接種など）、発達に対する支援、障がい児と家族への支援、医療助成制度の充実、ひとり親家庭の自立支援（児童扶養手当・福祉医療助成・経済支援など）に努めます。

協働のとりくみ	
団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>○子どもが他の世代と交流できるような、行事・イベントを開催します。</li><li>○子どもが地域に愛着を持ち、地域の担い手として成長できるような活動を推進します。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>○子ども自身のことや子育てに不安や困りごとがあった場合には、近隣のかたや民生委員・児童委員、町や関係機関に相談します。</li><li>○町民一人ひとりが子どもの安全を守れるよう、見守る意識を高めます。</li><li>○子どもが地域に愛着を持てるよう、楽しい行事やイベントを開催します。</li></ul>

### 施策3 防犯・防災体制の充実

#### 町のとりくみ（19） 災害時避難行動要支援者の支援体制の拡大

- ◆関係機関・団体などと連携して、災害時避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の把握に努めます。
- ◆災害時に、要支援者名簿が有効に活用されるよう、有事の際の利用方法を検討します。
- ◆要支援者の避難計画があることを団体・事業所や町民へ知らせて、いつでも手助けできる連携体制を築きます。

#### 町のとりくみ（20） 自主防災活動の推進

- ◆災害が起こったときに、被害を最小限に抑えられるよう、日頃から地域全体の防災意識を啓発します。また、災害時の行動について、町民へマイ避難カードの作成を啓発します。
- ◆自主防災組織の組織化及び活性化を図り、訓練などの中で実践的な組織の構築を目指します。

協働のとりくみ	
団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域の実情を把握し、支援が必要な方の把握に努めます。</li><li>○自主防災・防犯活動を町民に周知します。</li><li>○地域の防犯・防災活動に積極的に協力します。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>○ハザードマップなどを活用し、近所のかたと避難経路や避難先などの情報を共有して、災害時の安全なルートを把握します。</li><li>○地域の防災訓練に参加します。</li><li>○自主防災組織などに積極的に協力します。</li><li>○日ごろから近所の要支援者を把握して、災害時を想定した避難支援の方法を話し合います。</li></ul>

## 施策4 生活環境の整備

### 町のとりくみ（21）外出支援サービスの充実

◆外出が困難なかたが暮らしに困らないよう、さよさよサービスやコミュニティバスなどの外出支援サービスを充実させるとともに、より多くのかたが利用できるよう、支援の内容を分かりやすく町民へ知らせます。

### 町のとりくみ（22）バリアフリーの推進

◆町民の誰もが安全に安心して生活できるよう、施設や公共交通機関などのバリアフリー化を合理的配慮のもとに推進し、インクルーシブ社会を実現します。  
◆障がいのあるかたや要介護者など、移動に困難のある方々に対する自宅のバリアフリー化を支援します。

協働のとりくみ	
団体・事業所	○外出支援サービスの内容を、必要としているかたに周知します。 ○買い物などで困っているかたの声を聞き、適切な制度につながるよう支援できる方法を検討します。
町民	○障がいのあるかたや高齢者など、歩道の横断や段差で困っているかたを積極的に手助けします。 ○バリアフリー化によって障がい者や高齢者が暮らしやすくなる場所があったら、関係機関に知らせます。

### 現状と課題

地域における様々な問題を早期に発見し、深刻な事態となる前に適切に対応するためには、相談体制の充実が必要です。アンケートでは、相談先として最も多かったのがケアマネジャーで次いで家族、役場となっています。本町役場への相談は、当事者本人や家族からのほか、民生委員・児童委員や自治会長、近所の人からだけでなく、佐用町社会福祉協議会や福祉事業所から入ってきます。こうした連携が、困りごとへの早期支援につながっています。困ったときや知りたいことがあるときに、相談しやすい素地をつくって、早期解決や支援につなげられるよう情報伝達します。

DVや引きこもりなど、相談しにくい課題を抱えているかたへの支援が求められています。こうした困りごとは障がいや介護、生活困窮などの支援制度の狭間にあって、関係機関や役場などの部署を横断的・重層的な体制で支援する必要があります。また、複雑な相談内容に応えるために、専門員の配置や関係機関との連携を深めて支援につなげるほか、さまざまな困りごとへの理解が深まって当事者に寄り添えるように、広報活動や講演会などの啓発事業を実施します。

また、認知症のかたが増え、本人だけでなく介護するかたの負担も大きくなっていて、病気や障がいのあるかたを支えるかたの支援も必要になっています。町と関係機関をはじめ、地域全体で支援の必要なかたを見守り、支援をつなぐことが必要です。

非行や犯罪をした人の支援には、佐用保護司会や青少年育成センターが町での暮らしをサポートしています。アンケートではこうした人の支援に協力したい人が43%ありますが、その関わり方に戸惑いあるのが実態です。保護司は、全国的に担い手が不足していることが課題となっています。

地域に暮らす誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスの充実は不可欠です。本町では、「佐用町高齢者福祉計画・佐用町介護保険事業計画」「佐用町子ども・子育て支援事業計画」「佐用町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」などに基づいた福祉サービスを充実させ、十分なサービスの確保に努めています。各分野において、計画の評価・検証を行い、適切な福祉サービスを充実させていくと同時に、個別計画では包括しきれない課題を持ったかたに対しても、地域の中でその人らしい暮らしを送れるよう町民の皆さんと一緒に相談に応じ、適切なサービスにつなげられる体制を整えます。

## 施策 1 相談体制の充実

### 町のとりくみ (23) 相談窓口の周知・徹底

- ◆ 困りごとをどこに相談すればいいのか分からなかたのために、どんな相談でも受けられる窓口を設置します。
- ◆ より相談窓口が利用しやすくなるよう、誰もが分かりやすい案内（ユニバーサルデザイン）の配置を進めます。
- ◆ 安心して相談できる窓口となるよう、様々な機会を活用した各種団体や関係団体への相談窓口の紹介と情報提供を行い、町民への周知に努めます。

### 町のとりくみ (24) 相談支援体制の連携

- ◆ 円滑に適切な相談窓口につなげられるよう、関係する役場内の課や支所、福祉関係の施設や事業所などとの連携体制を強化します。
- ◆ 障がい者や認知症のかた、高齢者の専門性の高い相談に応じ、必要な施策や事業へつなげられるよう相談事業所を設置し、連携しながら相談に応じます。

### 町のとりくみ (25) 福祉に関わる従事者の資質向上

- ◆ 町職員や民生委員・児童委員、事業所の相談員などへの研修を充実させ、人権意識及び個人情報の保護意識を高め、専門性と人間性の向上に努めます。

協働のとりくみ	
団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 福祉施設をはじめ各種団体による相談を、より積極的に実施します。</li><li>○ 関係団体・事業所との連携を強化し、相談・情報提供体制の強化を図ります。</li><li>○ 町民が必要とする情報の提供に努めます。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 隣近所で異変に気づいたら、町や民生委員・児童委員、関係機関へ連絡・相談します。</li><li>○ 自分自身に困ったことがあれば、身近な相談しやすい人に話します。</li><li>○ 町や町社会福祉協議会の広報誌、回覧板を読むなど、情報収集に努めます。</li></ul>

## 施策2 福祉・介護サービスの充実

### 町のとりくみ（26） 各種福祉サービスの充実

- ◆ 様々な理由で暮らしに困るかたが、地域の中で生活できるよう、適切なサービスを充実させます。
- ◆ すべての町民が、必要とするサービスを適切に受けることができるよう、関係機関と連携して福祉サービスに関するわかりやすい情報発信と相談支援の充実に努めます。
- ◆ 町職員をはじめ、ケアマネジャーなどの福祉関係者が国の制度などを理解し、適切な制度利用を紹介できるよう、研修や講習会などへの参加を促進します。
- ◆ サービスを受けるかたや家族、町民、福祉関係者の声を拾って、ニーズに合ったサービスの展開や質向上に努めます。

協働のとりくみ	
団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>○団体・事業所などの相互連携を促進し、地域の福祉情報を共有します。</li><li>○活動を通じて支援を必要とするかたを見つけたら、民生委員・児童委員や関係機関などと連携し、適切なサービス利用に結び付けます。</li><li>○福祉サービスの充実と質の向上に努めます。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>○町の広報誌やパンフレットなどを確認し、福祉情報を把握します。</li><li>○隣近所の方々と、福祉サービスの情報を共有します。</li><li>○身近に支援を必要とするかたがいれば、民生委員・児童委員や関係機関に連絡し、適切なサービス利用に結び付けます。</li></ul>

### 施策3 困りごとに応じた相談体制と連携

#### 町のとりくみ（27） 成年後見制度の普及と利用者への支援

- ◆高齢者や障がいのあるかたなどの人権が尊重され、安心して日常生活を送れるよう、成年後見制度の周知を進め、必要なかたが適切に制度につながるよう努めます。
- ◆成年後見制度の利用を進めるため、西播磨成年後見支援センターを中心機関とする地域連携ネットワークの構築を検討し、この制度を利用するかたが、地域で暮らせるよう支援します。

#### 町のとりくみ（28） 虐待などの防止に向けた取り組みの推進

- ◆女性や子ども、障がい者、高齢者などへのあらゆる虐待を防止するため、若い年齢から虐待防止につながる教育を進めるとともに、関わる職員や相談員の知識向上に努めます。
- ◆地域のネットワークと幼稚園、保育園、学校、福祉施設、民生委員・児童委員などの連携を強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応や相談支援に努めます。

#### 町のとりくみ（29） 自殺対策の推進

- ◆自殺につながる複合的な課題に対して、町の対応策をまとめた自殺対策計画にしたがって、相談窓口のゲートキーパーが機能するよう、自殺対策の事業を周知します。
- ◆役場内のすべての課が自殺対策の視点を持ち、行政に携わることができるよう、連携強化に努めます。

#### 町のとりくみ（30） 生活困窮者の把握と支援

- ◆生活困窮者が地域で孤立しないよう、民生委員・児童委員や役場内の関係課などと連携しながら、生活困窮者の把握に努めるとともに、生活困窮者支援制度の周知を図ります。
- ◆生活困窮者が自立できるよう、関係機関と連携し、就労活動や法律相談などの支援を行います。
- ◆未成年者が家庭で介護に携わるヤングケアラーの実態把握に努め、生活を支援して改善するために関係機関と連携を深めます。
- ◆低所得の子育て世帯を支援するため、貧困状態にある家庭の把握に努めて、その児童の学習や発育の環境が整うよう支援制度につなぐほか、支援団体の活動に協力します。

## 町のとりくみ（31） 非行や犯罪をした人の支援

◆佐用保護区保護司会（更生保護サポートセンター）の保護観察や青少年育成センターの活動を通じて、非行や犯罪をしたかたが更生できるよう支援します。

協働のとりくみ	
団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>○困難な事例などに適切に対処するため、後見人と連携します。</li><li>○見守り活動などを通じて、生活困窮や虐待などの早期発見に努めます。</li><li>○罪を犯したかたが更生できるよう働ける場を提供します。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>○様々な疾患で判断能力が不十分なかたへの理解を深め、関係機関・団体へ連絡・相談し、可能な範囲で支援します。</li><li>○見守り活動などを通じて、家庭内暴力や虐待などの早期発見に努めます。</li><li>○生活に困っているかたに気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関へ連絡します。</li><li>○非行や犯罪をしたかたへの理解を深め、地域で暮らせるよう支援します。</li></ul>

# 第5章 計画の推進体制

## 1. 計画の進捗状況の把握と評価

地域福祉を推進するために、関係課や町社会福祉協議会だけでなく、暮らしに関連するすべての関係課と連携・調整を図ります。また、「佐用町総合計画」をはじめ、「佐用町高齢者福祉計画・佐用町介護保険事業計画」「佐用町子ども・子育て支援事業計画」「佐用町障害者計画及び佐用町障害福祉計画・障害児福祉計画」など、個別計画を円滑に推進して、本計画との連携をさらに深めて総合的に福祉を推進します。また、本計画の期間は、令和5年度から令和9年度（2027年度）の5年間ですが、計画の進捗を評価していくため、計画の検証を行います。

## 2. 協働による計画の推進

本計画の推進にあたり、地域における多種多様な問題に対し、民生委員・児童委員、NPO法人、その他の地域に根付いた活動をしている団体、町民、福祉サービス事業者、行政、学校などが適切に協働することが必要です。そのために町は町社会福祉協議会と連携し、地域福祉のネットワークを強化するなど、お互いの役割を補い合って具体的な課題や取り組みを検討して、本計画を着実に推進します。

## 3. 情報の周知及び共有

近年、個人情報保護の意識が向上し、明かしたくないお互いの情報が守られるようになりました。しかし、地域での助け合い、協働による計画を進めていくためには、地域にどのような課題があるのか、どのようなことに困っているかたが多いのかといった、地域課題などの情報共有が必要となります。今後、地域での支え合いや助け合いの活動のほか、ボランティア・NPO活動を活性化していくためにも、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、正確な情報を共有できるよう、支援に必要な情報の周知徹底を図ります。

## 4. 重層・包括的な支援

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、高齢者や障がい者、子どもなど、対象を限定せずに、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」のサービスが包括的に提供できるよう重層的に支援します。サービスの提供には、医師会をはじめとした医療関係機関や介護サービス提供事業者などとの連携を進めるほか、地域で解決できない問題に対して、総合的な支援体制の構築や相談窓口の設置なども視野に入れながら、町民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、福祉施設などとの連携を図ります。

# 資料編

## 1 策定委員会要綱

○佐用町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成29年3月27日要綱第9号

(設置)

**第1条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定される地域福祉計画を策定又は改定するため、佐用町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 佐用町地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 佐用町地域福祉計画の進捗の検証及び推進に関すること。
- (3) その他佐用町地域福祉計画に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉に関する団体の代表者
- (3) 地域に関する団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による一般町民

3 前項の規定に基づき委嘱した委員が任期途中で欠けた場合、町長は直ちに補欠の委員を委嘱するものとする。

4 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

**第4条** 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第6条** 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

**第7条** 委員が委員会の業務に従事した場合の委員の報酬及び費用弁償は、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年佐用町条例第37号）の規定を適用する。

(事務局)

**第8条** 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月17日）

この要綱は、公布の日から施行する。

## 策定委員会委員名簿

氏 名	団体名・役職	備 考
小林 茂	兵庫大学生涯福祉学部社会福祉学科 准教授	会長
橋本 公六	佐用町社会福祉協議会 会長	副会長
尾崎 公彦	佐用郡医師会 会長	
大江 秀謙	佐用町民生委員児童委員協議会 会長	
西坂 越次	佐用町身体障害者福祉協会 会長	
細田 佳代子	特別養護老人ホームサンホームみかづき 施設長	介護福祉施設代表
山根 智世	社会福祉法人佐用福祉会「いちょう園」課長	障がい者福祉施設代表
藤本 正文	佐用町自治会連合会 会長	
森本 健二郎	佐用町高年クラブ 会長	
樋本 明日香	ファミリーサポートセンター 提供会員	住民代表(子育て)
岩澄 由加	佐用町手をつなぐ育成会 会員	住民代表(障がい)
柴田 泰秀	龍野健康福祉事務所生活福祉課 課長	関係行政機関
西川 典男	佐用町教育委員会事務局教育課教育推進室 室長	関係行政機関
尾崎 真太郎	佐用町社会福祉協議会地域福祉課総務係 主任	佐用町地域福祉推進計画担当者

(順不同／敬称略)

## 3

## 策定経過

期　　日	内　　容
令和4年8月18日（木）	<p>第1回 佐用町地域福祉計画策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状委嘱、地域福祉計画の目的説明</li> <li>・「地域福祉計画」策定におけるアンケート内容の協議</li> </ul>
令和4年9月1日（木） から9月20日（火）	アンケートと団体調書実施
令和4年10月28日（金）	<p>第2回 佐用町地域福祉計画策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定におけるアンケート結果報告（住民、団体）</li> <li>・第1期計画 課題調査の結果（各課、社協）</li> </ul>
令和4年12月16日（金）	<p>第3回 佐用町地域福祉計画策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画骨子案の提案と議論</li> </ul>
令和5年1月20日（金） から1月31日（火）	意見募集（パブリックコメント）の実施（予定）
令和5年2月10日（金）	<p>第4回 佐用町地域福祉計画策定委員会 開催（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見募集（パブリックコメント）の結果報告</li> <li>・計画案の承認</li> </ul>

**あ****●インクルーシブ社会**

「包みこむ」という意味の言葉で、障がいの有無や性別、性的指向、人種などの違いがあっても、お互いの人権や尊厳を大切にして生きていける社会のこと。

**●N P O**

ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動や市民活動を行う組織や団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人（N P O 法人）」といいます。

**●L G B T**

(L) レズビアン：女性同性愛者、(G)ゲイ：男性同性愛者、(B)バイセクシャル：両性愛者の3つの性的指向と、(T)トランスジェンダー：身体の性と心の性が異なるかたの頭文字を組み合わせた表現。

**か****●核家族**

夫婦のみ、夫婦と子ども、男親または女親と子どもで構成される世帯のこと。

**●学童保育**

共働き家庭などで、日中保護者がいない児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る保育事業のこと。

**●協働**

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいいます。

まちづくりにおける協働は、市民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。

**●ゲートキーパー**

命の門番と言われるように、自殺のおそれを示すサインに気づいて、声をかけたり話を聞いたりして必要な支援につなげる人のこと。

### ●ケアマネジャー

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、その心身の状況などに応じて、適切なサービスを利用できるよう個別計画を作成し、町やサービス提供事業所、施設などとの連絡調整を行う専門職。

### ●合理的配慮

障がいのあるかたの暮らしの支援を、障がいの程度に合わせて調整し、誰もが同じサービスが受けられるよう配慮すること。

### ●高齢化率

国連は65歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が7%以14%未満を高齢化社会、14%以上21%未満を高齢社会、21%以上を超高齢社会といいます。わが国の高齢化率は、令和7年（2025年）に団塊の世代（昭和22年～24年生まれの世代）が後期高齢者になることから、大きく上昇することが予測されています。わが国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが早く、他の先進諸国がおよそ90～100年で高齢社会（高齢化率14%以上）に移行しているのに対して、わが国は30年ほどで移行しています。

### ●コミュニティ

近隣社会や町など、生産・自治・風俗・習慣などで生活の深い結びつきを持つ共同体のこと。

### ●災害時避難行動要支援者（要支援者）

障がい者や高齢者、妊婦、乳幼児などの要配慮者のうち、災害時の避難行動を支援する必要のあるかた。災害時要援護者とほぼ同じ意味ですが、佐用町では災害時避難行動要支援者を用い、略して要支援者と呼んでいます。

### ●さよさよサービス

町社会福祉協議会の過疎地有償運送事業における外出支援サービスです。定期的にバスを運行し、町民の通院や買い物などの支援を行っています。

### ●自主防災組織

自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体のこと。

## ●生活保護

資産や働く能力など、すべてを活用してもなお生活に困窮する場合に、生活の困窮の状態に応じて必要な経済的支援を行い、すべての人が健康で文化的な生活を送れるよう最低限度の保障をし、将来的な自立を促進する制度のこと。

## ●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりするなどの、保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、4親等内の親族が申立てを行うことになります。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。

## た ●地域包括ケアシステム

令和7年（2025年）を目指し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

## ●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や親子、恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

## な ●認知症

加齢によるもの忘れではなく、様々な原因で記憶や判断力などの障がいが起こる脳の病気のこと。

## ●西播磨成年後見支援センター

たつの市揖保川町にある、成年後見制度に関する相談や申立て手続きを支援する機関。

は

### ●バリアフリー

高齢者や障がいのあるかたの自由な行動を妨げるような段差などの物理的障害（バリア）がなく、行動しやすい環境をいいます。より広範には、障がいのあるかたを取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用などにおける障壁を取り除くこともあります。

### ●福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしています。

### ●ボランティアセンター

ボランティアをしたいかたとボランティアの支援を必要としているかたをつなぐため、相談受付や情報提供、ボランティアの活動支援などを行うものです。佐用町には、町社会福祉協議会の事業で佐用町ボランティアセンターがあります。

ま

### ●マイノリティー

少数派、少数者を表す言葉で、福祉の偏見や差別に会いややすく社会的な弱者となっているかたを指します。

### ●マイ避難カード

災害の危険が迫っているときに、いつ、どこで、どのように避難するかを、あらかじめ自分で書き残しておくカード。

や

### ●ヤングケアラー

本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを、日常的に行っている子ども。負担の重さによって、学業や友人関係に影響が出ることが心配されます。

### ●ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していくこうという考え方。また、施設や設備に限らず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることがあります。

### ●要援護者、要支援者

災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をするのに支援を要する障がい者や高齢者などをいいます。

### ●要支援・要介護認定

介護サービスを受ける際に、どの程度の状態なのかを判定するものです。要支援は要支援1と要支援2の2段階、要介護は要介護1から要介護5までの5段階あります。これらの段階により、利用できる介護サービスの範囲や量、負担料金の上限などが変わります。

ら

### ●療育手帳

知的障がい者及び知的障がい児が、各種福祉サービスを受けやすくするため、知的障がいと判定されたかたに対して交付される手帳です。